

平成30年6月定例会 文教厚生委員会（付託）

平成30年6月28日（木）

〔委員会の概要 教育委員会関係〕

山西委員長

ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに、議事に入ります。

これより、教育委員会関係の審査を行います。

教育委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 国指定史跡「板東俘虜収容所跡」の指定について（資料1）
- 学校施設のブロック塀等緊急点検について（資料2-1, 2-2）

美馬教育長

教育委員会に関する事項につきまして、2点、御報告申し上げます。

1点目は、国指定史跡「板東俘虜収容所跡」の指定についてでございます。

お手元の資料1を御覧ください。国の文化審議会は、去る6月15日、本県鳴門市の「板東俘虜収容所跡」を含む14件を、新たに国史跡等へ指定するよう、文部科学大臣に答申しました。

当収容所跡は、兵舎など建物の遺構が良好に保存されていることに加え、捕虜の文化的活動を物語る資料も豊富に残されており、交戦国であったドイツとの文化交流の史実を象徴する遺跡として重要であることから、今回、国史跡へ指定されることとなったものであります。

県教育委員会といたしましては、引き続き、鳴門市と連携し、板東俘虜収容所の奇跡の史実を広く県内外に周知するとともに、教育現場等でのさらなる活用を図ってまいります。

2点目は、学校施設のブロック塀等緊急点検についてであります。

お手元の資料2-1を御覧ください。6月18日の大阪府北部を震源とする地震において、ブロック塀の倒壊により、通学途中の児童が犠牲となる痛ましい事故が発生しました。

教育委員会では、県立学校に対し、6月19日付けで施設の安全確保を注意喚起するとともに、学校敷地内におけるブロック塀等の緊急安全点検を実施しました。

1、点検結果ですが、県立学校全45校のうちブロック塀がある学校が30校、その内、点検表による総合評点が注意が必要とされる55点未満又は現行の建築基準法に適合しないブロック塀がある学校が25校ございました。

その中でも特に、危険とされる40点未満の学校7校と、塀の高さが2.2メートル超又は控壁のない高さ1.2メートル超の塀で道路沿いにある学校10校の合計17校につきましては、早急な安全対策が必要であると考えております。詳細につきましては、2ページを御

覧ください。

なお、安全点検は、資料2-2の四国すまいづくり推進会議発行の「ブロック塀を点検しよう！」という手引きにより実施いたしました。

資料2-1に戻っていただきまして、2、対応方針といたしましては、（1）当面の応急処置として25校において、張り紙など注意喚起、ロープ等による立入禁止措置、近隣の小・中学校等へ周知を行った上で、（2）安全対策の実施として、①早急な安全対策が必要な学校17校につきましては、既存のブロック塀等を解体撤去し、フェンス等の設置工事を実施するなどの対策を講じてまいります。

②上記以外の8校につきましては、専門家による詳細調査により、安全状況を確認し、その結果を踏まえ、必要に応じて対応してまいります。

③その他全てのブロック塀につきましても、安全性の再確認のため、専門家による詳細調査を実施いたします。

また、市町村教育委員会に対し、ブロック塀の点検方法など情報提供を行い、緊急安全点検の実施を要請いたしました。

今後、危険箇所のブロック塀撤去工事など応急処置について、相談・指導するとともに、安全対策の手法など技術的支援や助言を行ってまいります。

県教育委員会といたしましては、児童生徒の通学時や避難時の安全確保に努めてまいります。

以上でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

山西委員長

以上で、報告は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

岡田委員

まず先ほど御説明いただきましたので、ブロック塀の件について御質問させていただきたいと思います。

先の一般質問において知事よりブロック塀の一斉調査を実施するという答弁があり、調査の結果、実際に県立学校では17校、早急に直していかなければいけないというような報告を頂きました。

また、市町村学校につきましてもいろいろ相談に応じるというか、実施するということの御説明を頂いたんですけども、対応が必要な場合の財源について、今どのように考えられているのかお伺いします。

藤本施設整備課長

ただいま、岡田委員からブロック塀の緊急対策についての財源をどうするのかという御質問を頂きました。

まず、先ほど御報告させていただきました、県立学校の早急な対策、それから専門家に

よる詳細な調査等の対策につきましては、当面は既決予算を活用しながら、早急に安全対策が必要な箇所から着手をしてまいります。

それと必要な工事につきましても、これから所要額を早急に把握いたしまして、財務部局と関連部局とで調整の上、着実に実施できるように検討してまいります。

岡田委員

先般ちょうど時を同じくしてといたしますか、徳島県の30年間に地震がよく起こる予測というのに73%って、今年になってから70%から80%に上がっていて、それでこの大阪北部地震っていうのも、起こるエリアでないよっていうふうに想定されてた地域で起こってっていう部分も重なってまして、結局、徳島の場合は特に南海トラフは絶対起こるよって言われている場所であって、そこにある学校、今県立学校の17か所っていう部分もあるんですけども、絶対起こるよって言われてる所で分かっていながらできていないっていうのが、最悪の事象だと思います。結局は防げることは防ぎましょう、守れる命は守りましょうってのは、県のその地震への対応策としてとくしまゼロ作戦課で取り組まれてると思うんですけども、その意識っていうのは県庁部署のみならず、県民の皆さんが共有してもらって、守れる命は守っていきこうっていう部分で、そのブロック塀っていう所は、逃げる道であったり、本当は安全で守れるものなんですけど、守られるものが被害を起こす物になっているっていうことを想定に入れながら、点検してもらって、学校敷地内は当然ですけど、通学路もあったり、その地域の皆さんとの連携っていう部分も必要になってこようかと思うし、特に県立学校だったら通ってくるエリア広いですよ。そうすると全県下から通ってくる子供たちに対して、どう安全確保するのかっていうところ、この中学生、高校生ならそれぞれの通学路を自分で確認するっていうのも、釜石の奇跡のときの片田先生は、その地域の安全な逃げ道を子供たちに自ら探すよっていうような指導をされてたっていうお話も伺ったんですけど、その安全な道っていうのを、自ら探すっていうことも大事ですけど防げるものは防げるっていう意味で撤去するっていうことも合わせて考えてもらって、子供たちの安全、そして地域の安全っていうのと合わせて考えていけるように、そういうのも含めての取組っていうふうに広めていただきたいなと思います。

それで先ほどの早急に着手できるように財源を確保するっていうような話だったんですけども、そしたら、市町村の相談、指導、助言をするっていうことを実施するっていうような説明を頂いてるんですけど、実際市町村も早急に対応しなければいけない場所ってものがあって、結局はその19日に皆さん、全県下の幼稚園、小学校、中学校の先生方をはじめ、地域の皆さんが安全箇所点検をして、その各市町村教育委員会に上がってきてそして、それで早急にしなきゃいけないよっていう場所を随時受けられてるところだと思うんですけど、そうなったときに、危ないのに置いておくのかということが絶対ないように、その財源措置っていうのは市町村に対しても、検討していただきたいと思うんですけど、そのあたりはいかがですか。

藤本施設整備課長

ただいま、市町村のほうの財源についての御質問を頂きました。

既に新聞報道等でも市町村独自で緊急に対応を始めている所もあるように聞いておりま

す。それです。市町村についてですが文部科学省の支援メニューといたしまして、幼稚園・小学校・中学校対象に学校施設の防災機能の強化や児童生徒等の安全を確保する上で、必要な工事を対象といたしました学校施設環境改善交付金、こういった支援メニューの活用でありますとか、県からの補助といたしましては、避難路沿いの危険物撤去など避難路の機能強化を対象といたしました進化するとくしまゼロ作戦緊急対策事業の活用など、安全対策の工事等を実施する市町村を支援する制度がございます。

また、今後、国におきまして新たな支援制度等の創設や制度の拡充が成せる場合には、市町村に対して速やかに周知してまいりたいと考えております。

岡田委員

それぞれの対策費っていう部分での予算取りができる部分があるというような説明なんですけど、これって申請したらすぐに下りてくるようなものなんですか。それとも来年度のために今年予算申請するっていうようなものなんですか。

藤本施設整備課長

まず、文部科学省の支援でございます。これは今年度、要望のエントリーをいたしましたら、来年度その事業の予算化が可能になるような制度でございます。それと県の補助につきましては、危機管理部局でございますが、全体の枠等もあるかと思っておりますので、そのあたりはまた、関連部局と連携しながら周知してまいりたいと考えております。

岡田委員

ただその今回の場合、非常に緊急を要するっていう部分で、せっかくその皆さん安全点検ということと、そのブロック塀にしても通学路にしても学校の施設っていう部分に関しても、それぞれ調べてくれてあるっていう現状を踏まえるとともに、その待ったなしの徳島県の地震が起こる確率、発生するよっていう部分を踏まえると、その今年危ないけん来年申請して、それ待ってるっていう状況じゃないと思うんですね。そこのあたりっていうのはもう少し臨機応変に県として市町村への対応っていう部分が必要になってくると思うし、それはさっき言った危機管理部で部が違うようなお話だったんですけども、現場としては、学校の施設なので教育委員会さんの管理の下なんですよね。それで校長先生が学校施設ってのを管理をされてるので、誰が責任者なのかっていうたら、市町村教育委員会もそうなんですけど、学校の施設って学校の責任になって校長先生が責任者になるのではないんですか。

藤本施設整備課長

学校の施設整備につきましては、基本的には施設管理者ということが、施設の整備する責任者になると考えております。

岡田委員

校長先生じゃないんですか。

藤本施設整備課長

そういうことと考えております。

岡田委員

市町村教育委員会ですか。

藤本施設整備課長

すみません。施設の維持管理とかについては学校施設管理者ということになるかと思うんですが、予算に関しましては市町村教育委員会になろうかと考えております。

岡田委員

ということはその学校の安全管理をするトップである校長先生が、危険な場所が分かっていて各市町村教育委員会さんに申請をしても、待てと言われたときに、予算配分に関して県教育委員会としての対応というのは考えている余地はあるんですか。

藤本施設整備課長

県立学校につきましては、先ほど説明させていただいたとおりでございます。市町村につきましては、新聞等でも独自に対応されてる所もあると聞いておりますので、全市町村どういう状況かというのは、まだ、今情報収集中でもございますので、早急に情報も収集して、対応してまいりたいと考えております。

岡田委員

当然、まだ市町村からの県に対しての要望っていうのがないっていうのは、市町村教育委員会さんはっきり言うてエリア広いですし、中学校と小学校もあるしっていうところでの調査されてるので、そういう状況かもしれないんですけど、その県の教育委員会として県内の子供たちの命を守るっていう気概は必要やと思うんですね。

それで災害を防げることって当然、どけたら安全が確保できて、そのあとフェンス張るなり違う物をして、校内の安全っていうのを守るっていう意味では、そのすぐにやりかえをするっていう段取りをしなきゃいけないと思うので、そうなると、費用も結構かかってくるし、あと学校なので運動場の所は道路と面してるっていうたら、距離が長いし、その費用っていうのは、どれぐらい要るかって各学校によって違うと思うんですけど、今御答弁いただいた県立学校に関しては県教育委員会の責任でやりますよってすごく分かりますけど、そうじゃないでしょ。

県内の全部の市町村の子供たちも、県内の子供なので県教育委員会としては、市町村教育委員会と共に県内全域の学校の子供たちの安全を確保するっていう、その意欲というか熱意を持って、子供たちの安全を確保してもらわなかったら、その住んでる地域によって違うよっていうことが、絶対ないように対応していただきたいと思うのと、その市町村が頑張ってしまうっていう部分と、そういう窓口を設けてくれているというか、そういうお話聞きますよっていう部分での対応されていくという説明は頂いたんですけど、そのあたりで調べたわ、危ないわ、ほなけどどうにもならんわ、ほったらかしてやって言うんが最

悪のパターンと思うので、そうじゃなくてちゃんと対応して早急にできるような対応として、その財源措置っていうことも検討していただきたいと思うんですけど、いかがですか。

藤本施設整備課長

今委員御指摘のとおり、まず危険なブロックを撤去しても学校の施設としては防犯という面もございますので、撤去してやはり、すぐにそれに替わるフェンス等の何か対応が要るということもございます。当然、その数量も長い所も多い所もあると思いますので、まずは、そういったボリューム、どういった予算の所要額のボリュームになるか、そういうところも情報を収集いたしまして、あと技術的な助言とか、そういったことは当然、対応してまいりますので、そのあたりは市町村と連携しながらやってまいりたいと考えております。

岡田委員

たちまち調べてくれてるっていう、県内の現状があるので、出てきた結果を踏まえて、県教育委員会としてじゃあ、どう対応するかっていうところが、本当に大事なところだと思うし、それから先ほどその専門家っていうようなお話ありましたが、今回の高槻市のブロック塀にしても専門家の方が指摘されて、危ないんじゃないかって言われたけど、教育委員会はいけるよって言って、そのままになってたっていう経緯の報告が記者会見でされつつと思うんですけど、その専門の方とかそれとか作りが古すぎて、どういうふうな構造になっとうか分からんというのは、年数がたち過ぎとうっていう部分は、その危険度うんぬんよりは撤去するという方向が安全なのではないかなと、その話を聞きながら思ったんですけど、その当然専門家の方の知識を入れてもらって、そのブロックなのか、その壁なのか、それとか特に自転車置場とか結構すぐに潰れそうな感じのするスレートの安価な作りのようなのも、学校って本当に子供たちが大事に使ったらいけるよっていう前提である建物も結構あつたりするように思うので、その辺りの安全確認と子供たちの命を守ると、それと避難所になって最終的には地域の方がそこに避難してくる場所であるってことも、想定に入れてもらうとその地域の方が逃げてくるっていうときの安全確保って部分も必要になってまいりますので、是非、専門家の方にしっかり調査してもらう取組も、県も市町村も挙げてしていただけるようにこれも要望させてもらいたいと思います。

そしてその財源の確保っていうので補正予算等々で検討してもらうっていう部分も、是非していただきたいと思うんですけど、それはいかがでしょうか。

藤本施設整備課長

ただいま、補正予算も視野に入れてということで御提案を頂きました。

児童生徒の安全安心確保のため、予算につきましては財政部局とも協議をしながら、9月補正も視野に入れながら、できる限り、早急に安全対策が完了するようしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

岡田委員

是非、お願いしたいと思います。その直してもらえらるって希望があれば、その調査するってところにも、やっぱり細部にわたってといいますか、そのされる方にとっても、非常にするほうもしやすいし、言ったところで直されへんということじゃなくて、絶対危ない所は全部、今回の受けて改修しますよっていう意気込みで是非、取り組んでいただきたいなと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それと、もう1点は、先の代表質問で嘉見議員が質問されてた学区制の話なんですけども、まず昨年11月に、普通科高校の魅力化をアップしますよっていう御答弁を頂いて、それで今、普通科高校は学区制であって、専門高校は全県1区なんです。まずそこから教えてください。

長町教育創生課長

ただいま、岡田委員から学区制に関する御質問がございました。

現在、普通科高校は学区制が適用されておりまして、専門高校につきましては全県1区となっております。

岡田委員

ということは普通科高校の魅力化ということは、その学区制についての議論の中に含まれてくるって解釈でよろしいでしょうか。そしたら、まず嘉見議員の代表質問の中で、学区制の在り方を検討するための有識者会議を開いて、これから検討していきますよってというような教育長の御答弁を頂いたんですけど、その有識者会議ってものは、どういう人数で、どういう内容というか、どういう方々から有識者として御意見を賜るような形で考えられているんですか。

長町教育創生課長

ただいま、岡田委員から学区制に関する有識者会議の内容につきまして御質問を頂きました。

この有識者会議の委員につきましては、学識経験者をはじめまして市町村の教育委員会や学校関係者、また、PTAの関係者等から地域や男女のバランス等も考慮いたしまして選出をすることとしており、現在、委員の選定を行っているところでございます。全体では15名程度による会議を想定しておるところでございます。

岡田委員

ということは県内全域を対象に、その有識者の方を集められるってことでよろしいですか。それと男女のバランスという部分もなんですけども、全県下から招集っていうか、お願いするってことでよろしいですか。

長町教育創生課長

ただいまの御質問ですけれども、県下全域を意識して、学区制は全県下に関係いたしますので、そのような考え方のもと選定を行っております。

岡田委員

まだ地域的に西・南・東とか、どういうふうな分け方をされるのかということと、それと地域のバランスって15人っていう枠があるので、どれぐらいの割合で考えられているのか。比率とかは想定されているんですか。

長町教育創生課長

現在、その選定を行っておりますので、まだ現時点で比率が確定しておるわけではございませんが、一つには、第三学区となる徳島市とか第一学区、第二学区、それぞれバランスを取った選定にしたいと考えておるところでございます。

岡田委員

非常にその重要な決定をしていただく有識者会議の組織になると思うので、その中で今おっしゃった、その地域間の不公平がないようにとか、その女性の考え方、男性の考え方も取り入れてもらうっていうのもそうなんですけど、それといろんなことで県下中を見て、公平な結果が出るような有識者の方々を選んでいただくっていうのが、一番大事かなと思います。それと当然、PTAの方っていうのは保護者の方たちなので子供たちの将来を考えているっていうのがあるので、私としてはできたらその高校なので、その現状の中学校の子もそうなんですけど、実際小学校の子たちも高校っていうのは、ある程度高学年になってきたら、それこそ中高一貫教育校の入試というのを考えるようになると、高校入試っていうことも意識してくるし、その親御さんたちも、そういうふうな考えを持つので、PTAも広く、人数に限りがあるので広くと言ってもまたあれなんですけど、そのあたりも配慮しながら、いろいろと御意見いただけるような有識者会議にしていきたいなと思うんですがいかがですか。

長町教育創生課長

ただいまの御質問に対してですけれども、大変重要な有識者会議と我々も認識をしておりますので、この有識者会議を進めるに当たっては教育委員会等を通じまして、全市町村の御意見も丁寧にお伺いをいたしまして、そうした御意見を踏まえて、有識者会議の議論に反映させていきたいと考えておる次第でございます。

岡田委員

これから具体的な話を進めていかれるということで、まずは、その入試制度を変えるのが、今の中学校2年生の子たちのときには学区制を見直すと、最終的なその期日を教育長の答弁で言われとったと思うんですけど、今の中学3年生の子は、現状のままですよ。ただし今の中学校2年生の子に対しては、新しい学区制っていう部分の入試に変わりますよっていうその期限というので、示されてたと思うんですけど、実際にその中で1年ぐらいの期間での話になると思うんで、非常にスピード感を持って、対応してもらえと思うんです。今後の進め方として全県でこういうような皆さんの御意見を聞いてその御意見を尊重しながらっていうようなお話なんですけど、具体的にどういうふうに進めていこうかっていうのをこれから決めるというのが、その有識者会議だとは思いますが、どのよ

うな議論で進められていくのかっていうのが一番みんな知りたいところです。当然、その有識者会議の方が全県下からおいでとって、いろいろなその学識があったり、その経験があったり、地域の皆さんだったりっていうところの幅広い方たちが集まってくる会議というので、具体的にどういうふうに進められていくのかなっていうのを再度また、聞いてもいいですか。

長町教育創生課長

岡田委員からの有識者会議をどのように進めていくのかということですが、有識者会議では、本県普通科高校におけます通学区の在り方等につきまして、現行制度の改善につながるあらゆる可能性を検討いたしまして、県民の皆さんが納得できる制度に向けて、県全体の視点に立ちまして議論を深めることが重要と考えております。また一方、城ノ内高校の生徒募集停止ということも見据えますので、スピード感をもって対処することも重要であると認識しているところでございます。

岡田委員

この学区制の議論、私たちの時代から鳴門市はずっと言われてたんですけど、その中で一番、今回のきっかけになったのはその城ノ内高校、全県1区で行けた子たちの高校入試がなくなるっていうことが、大きなきっかけだったと思います。でも先ほどもその話をやっていただいた、城ノ内高校が行けなくなるから、それじゃあ、それをどういうふうに変えていくのかっていうところを、是非、子供たちに見せられるように早いに結論を導いていただきたいなと思います。

それでずっと今もそうやったんで、十五の春っていう。その先ほども、その小学校の子も関心あるよって話したんで、その中学校の十五の春っていうのは昔から言われて、私はその戦前の親に育てられたので、十五の春っていうその人生の分け目っていうふうに捉えてるところがあって、高校の進路っていうのは、本当にその子のいろんな可能性を伸ばしていく所であったり、その期待している所であったり、また、勉強を一生懸命頑張る所であって、スポーツ頑張る所であったり、それぞれのその特性に応じた選択肢で行きたい所に行ける、行きたい学校が徳島にあるっていう状況を、是非作ってもらいたいと思うし、先ほどの嘉見議員の代表質問でも、県外に100人を超えて出ていってるよっていう現実のお話もありました。徳島にその子供たちが行きたい学校があるというのが一番大事やと思うし、そのためには普通科高校の魅力化もしてくれるというお話と、それと学区制も見直すというようなお話が追随していくと思いますので、徳島で育った子供たちが徳島の高校に進学して、それで将来を頑張っていくという、一つの学校の組織としての在り方というのを、是非、あらゆる角度から考えてもらって、徳島の子供が徳島の高校に行きたい、あそこに行きたいんやと言う、そして行けるんやというところを実現できるように御議論いただきたいなと思います。

それで現時点、その有識者会議は選定中というお話だったんですけど、その結成されてどれぐらいのめどで、頻度として実施して、皆さん御議論いただくのかという予定はできてるんですか。スケジュールはでき上がってるんですか。

長町教育創生課長

ただいま、岡田委員から有識者会議のスケジュールについての御質問を頂きました。

この度設けます通学区域制に関する有識者会議につきましては、メンバーが決定次第、委員の皆様の日程を調整した上で、8月を目途に第1回の有識者会議を開催する予定としております。その後は、議論の進捗状況を見極めながら、全体として4回あるいは5回程度の有識者会議を開きまして、本年度内いっぱい十分に議論をしていただき、意見を取りまとめていただく予定としております。

岡田委員

まず8月に第1回を開催する予定で、そして4回から5回という数字を言われたんですけど、この回数っていうのは、これってその数字妥当なのかどうか、ちょっと分からんですけど、この4回から5回というのは、その議論に応じて、4回でまとまれば4回やし、駄目だったら5回、5回でまとまらんかったら6回しますよというか、その議論する必要があるば、回数は関係なく議論もしますという考え方でいいんですか。

長町教育創生課長

ただいま、岡田委員からの御質問でございますが、この有識者会議の回数につきましては、我々可變的と考えておまして、議論の進捗によりましては先ほど4回か5回と申しましたけれども、それ以上になることもございますし、それは今後の進捗状況、議論の中身によるものと考えております。

岡田委員

それはそれで安心しました。この回数決まったらその回数で終わらさなきゃいけないというところで、その有識者の皆さんというか、議論してくださっている方が、焦る必要なく、ちょっと納得いかんよ、じゃあまた次開いてよという要望もしながら、いろんな意味で議論を深めていって、そして、皆さんがあらゆる可能性を考えながら、県内のそれぞれ子供たちが進路が自由に選べて行きたい学校行けて、そして、行きたい学校があるという現状を作ってくれるというような議論になるように、是非、期待していきたいと思しますので、その有識者会議の中身をこれから私たちも注視しながら、また地元のそれぞれの声を聞きながら、また委員会で質問したいと思しますので、また、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それともう一つ、この板東俘虜収容所の国史跡指定の話が出てきたんですけど、これも世界の記憶遺産登録に向けてホップ・ステップぐらいまで来たのかなと思うので、是非、ジャンプできるように今後も取組を進めて、深めていっていただきたいと思うんですけど、いかがですか。

木野内教育文化課長

板東俘虜収容所跡の国史跡指定を今後の機運醸成につなげていくべきというお話でございます。

今後の活用につきましては、鳴門市でも史跡公園としての整備等を進めていくという方

針でございますので、県教育委員会としても、しっかりと支援をしてまいりたいと考えております。

また、加えまして、収容所内の遺構や、関係史跡を巡りますバスツアー、ウォーキングの開催でありますとか、学校向けの出張授業の実施、更に県内外でPRを行う巡回展の実施など、鳴門市と連携しながら、児童生徒をはじめ県民の皆様へ広く周知啓発を行ってまいりたいと考えています。

委員おっしゃいましたとおり、今回の国史跡指定につきましては、県・市・ドイツの四者共同で進めておりますユネスコ「世界の記憶」登録実現に向けました後押しになると考えておまして、これら史跡及び関連資料の両面からしっかりと活用を図ってまいりたいと考えております。

岡田委員

今年6月1日で第九が歌われて100年になりました。その100年の記念の年、世界中が注目してくれてるこの年に、この史跡が指定されたというのは、非常に次のステップに向けての励みになるということとともに、私たちは次の100年に向けて、どうそれをつないでいくかというところを考えていきたいと思っていて、その次の100年に向けて今の史跡を残す、そしてまた資料を残すっていうところが、今後の徳島の課題であると思っておりますので、是非その辺りも踏まえて、きちんと保存していってもらって、そしてまた、この史跡になったからということで、その説明であったり、その先ほどウォーキングなどいろいろなイベントも企画してくださっているようですので、そこに行ったら、そのときの情景が分かりやすいっていうところもフォローしていただきたいなと思えますし、いろいろな文化としての資源の活用も、是非してもらいたいと思えますし、子供たちに向けての徳島の誇りとして、この場所を平和のシンボルとして捉えてもらえるような教育もしてもらいたいなと思うんですけど、今も当然してくださってるんですけど、それに増してのお願いをしたいと思うんですけどいかがですか。

木野内教育文化課長

板東俘虜収容所跡の史跡がしっかりと後世に残せますよう、鳴門市と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

委員おっしゃいましたとおり、まず文化財としての活用の重要性、あるいは奇跡の史実を後世にしっかりと残していくという、歴史としての重要性もございますので、先ほど申しましたとおり、鳴門市と連携しながらしっかりと進めてまいりたいと考えています。

岡田委員

是非、徳島で先ほどの高校の議論じゃないですけど、徳島で育った徳島の子供たちの誇りとして、また、先人の知恵として、そしてまた先人がやってきた行いとして、やはり世界遺産を目指せるようなことがあるんだってということとともに、それはじゃあ何かというと、その場所に行ったそのものがあるんやという、本物が見える、その本物が体験できるってということが併せて必要になってきますし、この頃バーチャルの時代になってきて、バーチャルでも見えるけど、いやそうじゃないよ、本物が徳島の鳴門に行ったらあるん

やって、徳島の子供たちは、それを知って、それをやはり誇りに思ってもらいたいと思うし、また、徳島4大モチーフっていうようなこともありますから、いろんなところで徳島の子供たちが誇りをもって育っていける部分も大事にしてもらって、徳島で育って良かったって思っていけるように、是非すべての取組をしてもらえるように、要望して終わります。

西沢委員

今の2点、私も言いたいですけども、まずは、塀のブロック塀のことについてですけども、今回起こったことに対して、一番問題点は何だと思えますか。

藤本施設整備課長

ただいま、西沢委員から、今回のブロック塀の事故についての原因ということで御質問いただきました。

今回の事故そのものについては、詳しい情報は把握してございませんので、原因が何であったかということについてのコメントは控えたいと思いますが、徳島県の場合ブロック塀についての定期点検ということで答えをさせていただきます。

県立学校におきましては、平成20年度より建築基準法に基づきまして、3年に一度、建築士などの有資格者によります建築物の敷地でありますとか、建物の構造とか設備について定期点検を実施しております。

点検は、特に建物等の損傷とか、劣化状況を主眼に点検しておりまして、点検結果をもとに、老朽度などを優先順位を付けまして、予算の限られた中でできる範囲の改修等をやってきたという実態がございます。

ブロック塀についても、それまでにまずは、校舎等の建物の耐震化、あるいは、非構造部材の耐震化、こういったものを最優先課題として、これまでやってきたということで、ブロック塀についても、これまでも限られた予算の中でできる範囲で実施してきたというような実態もございます。

そういったところで、やはり、建物、校舎のほうの耐震とか、そういったことが、最優先ということでやってきたのが一つ。それが全てではないと思うんですが、そうではないかなというふうには認識しております。

西沢委員

今回の、大阪のブロック塀の倒壊っていうのは報道によりますと、危ないのは分かっていた、違反だと分かっていたというふうな話がありましたけど、大体がブロック塀をかなり高く上げるには、鉄筋がちゃんと入っていないとおかしい話で、そもそもが、違法建築だった、違法のブロック塀だったというふうなことが私はあると思います。物によったら建築基準法とか、制度が変わって、それ以前のはということもあるかも分かりませんが、今回のそんな問題じゃないですよ。元々からおかしいじゃないですかという。それもかなり高い。だからそういう違反の物を作ったということが一番問題なんですけれども、私が言いたいのは、そういうことを許してきた土台があるんじゃないのかということですね。このブロック塀に限らず。安全性とか危険度とか、そういうことに対する考え

方、感じ方そのものが甘いんじゃないかなと、そういう気がしてしゃあないんです。今までもいろいろ指摘されました。例えばここは関係あるかどうか分かりませんが、テレビのモラルね。ちょっとこう前に大きな問題になって、ほんでもう、しばらくたったら何も言わなくなって、そのままおざりでしょ。この県庁も何かあったとかいいますよね。だから、非常にそういう考え方がね、公共のだったら、そういう今まで大問題になったら当然ながらお金が要ることですから。でも、エレベーターの問題はずっと以前の問題ですよ。それに器具を付けて、上の階に止まるとかいう話でしょ。それをなおざりになつとるようなところでも、喉元過ぎればというところあるんかなと。

この教育委員会もですね、そういう例えば、つり天井なんかは全部対処されましたか。先ほどは大きな所からといたしましたけれども、耐震化そのものにどこまで、耐震化とは一体何なんだと。建物だけを直したらそれでええんかという問題もありますよね。

耐震化っていうのは、何とか崩れんと、中におる人間が地震で生き延びられると、できるだけけがしないというようなところが、耐震化の目指すところだったんですけれども、それは建物に限ったものじゃない。中のいろんな設備も含めて、つり天井なんか最初は入ってなかったような感じでしたけれども、そういう段々新たなことが分かってきたけど、でも考えてみたら、何をもって危険というのかと考えたら、これつり天井いけるかなって考えるのが当たり前で、私たちもおかしいなという感じがしてましたけれども、そういう専門家だったら、つり天井だったら横にガタガタ当たって余計危ないというのが良く分かるけど、素人ではそこまで分からんけども、でもそういう管理監督する人間にとってみたら、今までの前の人がやってきたことを受け継ぐだけでなく、物の見方っていうのをちょっとゼロから見ると、本当の危険とは何かということを常に考えていくような、そういうことが私は必要だと思います。今回は単なるブロック塀だけの問題でなくて、そういう考え方の問題じゃないかなとそんな気がするんですがいかがですか。

藤本施設整備課長

ただいま、西沢委員からブロック塀だけでなく、ほかのつり天井等も違う観点から見ると、べきでないかというようなことを御指摘を頂きました。

まず、今回のブロック塀につきましては、緊急でございましたので、この緊急点検につきましては学校の職員等で、先ほどの御説明いたしました点検表でやっております。報告もさせていただきましたが、今後すべてのブロック塀について建築士等の専門家の詳細調査を実施いたしたいと考えております。

それとお話の中でありました、例えばつり天井等のいわゆる建物以外の非構造部材ということで、これが例えば、つり天井でありますとか、窓ガラスでありますとか、そういったものもございます。

これについてちょっと説明させてもらいますと、まず、避難所となる体育館の天井材落下防止とか、窓ガラスの飛散防止、これにつきましては、平成20年度より整備してきておりまして今年度完了する予定でございます。

それから、避難所以外の校舎、校舎の中にある、ちょっと天井の高い、つり天井の分も2か所あったんですけれども、これも平成26年度には、耐震化工事と併せて完了しております。ということで、ブロック塀以外もいわゆる非構造部材、これにつきましても今後も

改築でありますとか、あるいは今後あります大規模改修工事等におきまして、非構造部材も含めまして耐震性の向上を図っていきたいと考えています。

西沢委員

今回のことも、そういう管理監督するのは担当者に任せる。その人が誰かに依頼すると。そういう点検をね、そういうだけでなく、その結果を例えば市町村の議会に報告する。県みたいに報告して、こんなところがまだ残っている、そういうことに対して、議論できるようなところに向いて持っていくような、自分のところだけで抱えて、それで、ちゃんとしたのだけ抱えてまだ残るとするんだったら、そういうことをちゃんと公にする中で、でも、ひょっとしたらお金の問題があったりしますから、一発にはできない、徐々にやっていきますっていうことをちゃんと確認してもらってやると。皆がそんなんを分かった中でやっていくという体制も。だから管理体制そのものがもっと広い管理体制の中で、みんなが見られる体制の中でやるということも必要なんではないですかと思うんですけど、いかがですかね。

藤本施設整備課長

ただいま、御指摘いただきました点検等の情報を我々だけで抱えるなという御指摘でございます。

御指摘のとおり、今回もブロック塀については、専門家の詳細調査をするということでございますが、専門家だけに任せるのではなく、自分で、また、我々で状況も把握して、また再認識して、早急に着実に対策をできるようにしっかり進めてまいります。

西沢委員

ほんとにね、今回ほんと大きな教訓としてね、こんなことずっと置かんように万全の体制をね。見よったらやっぱり万全の体制ではないですね。点検そのものがどんな点検しよったんかとかね、そういう、まず法律に違反してるというところをどんだけ本当に認識してやったんかと。高さなんかは知ってる人が見たら分かりますよね。建築・設計しよるんだったら分かる。私やったら分からんけど、設計しよる人やったら、ぱっと分かりますよね。おかしいなって。ヒビがいつとるとかね、そんなんだったら、素人でもね、これはちょっとやばいかなというのは分かる、気が付きますけれども、中に鉄筋が入ると、入っとらん、また高さとか、そういうことは、そこそこのプロでなかったら分からないけれども、でもそれらをちゃんと報告するところに報告して、その中で方向性を早くできるようなことも見つけていくというのが大切でないかなと思います。今回のことはそういうことも含めた体制そのものをやってほしいなと思います。

勢井副教育長

今、西沢委員から、今回の事案を良き教訓として、しっかりとやっていくように御意見を頂きました。

おっしゃるとおりでございます。ただいま、説明させていただいたとおり速やかに調査に関わり、また危険な所は対処してまいるということで、この方向性で全力で取り組ん

でまいりたいと考えております。

西沢委員

一番大切なのは、今までこう、他の人がやってきた、それを引き継いで同じようにするっていうんじゃなくて、物事は危険かどうか、やっぱりゼロから考える中で最善の策を、お金のことも含めてですけども、一応一番いい策っていうのを考えていくということが必要なのではないかなと。そのために自分だけでなく、他の人にも考えてもらうということになるのかなというふうに思いますね。これは、この件は終わっておきます。

あと普通科高校の学区制、私も、これちょっと急にああいう発表があって、ええって思ったんですけど、これは、一応は検討材料に挙げるということまででいいんですね。

長町教育創生課長

ただいま、西沢委員から学区制に関する御質問を頂きました。

本県の普通科高校における通学区域制は、昭和47年度の入学者選抜において導入して以降、県議会での御論議をはじめ様々な議論がなされてきたところでございます。

本制度は、県内各地域の地元高校の育成やまた不本意な遠距離通学抑制の観点から一定の役割を果たす一方で、徳島市の周りにある市町からは、生徒本人の希望に添った進路選択の幅を狭めているというような御指摘もございます。

県内自治体の間では、それぞれが抱える課題等を背景として賛否両論、様々な御意見や御要望があったところでございます。

そういう中で、城ノ内中学校・高等学校の中等教育学校への移行に伴いまして、県内全域を通学区域としております城ノ内高校が、平成33年度入試から生徒募集を停止することになります。そこで、この度、県教育委員会として御意見を頂くということで、新たに有識者会議を設置しまして、この通学区域制の在り方について検討を始めようというものでございます。

西沢委員

日和佐高校、海南高校、宍喰商業、水産高校もそうですが、水産高校は統合されたということで、あとの3校は、一応格好上は旧の海南高校のあった所に海部高校として統合されたという形になってますけども、多分、商業の関係者、日和佐高校の関係者は廃校になったと感じている人が多いようです。それいくまでに議論がいろいろありましたので、一学年で80人以上の生徒が要る、80人以下が2年以上続くということのときに統廃合を検討するようなことを何かそのときに言ったような気がするんですけども、これは正確にそれでいいですか。それは今も続いておりますか。

長町教育創生課長

ただいま、西沢委員から統廃合の基準等に関する御質問を頂きました。

高校の適正規模については、以前は高校標準法という法律に規定をされておりまして、この法律に基づきまして、本県でも入学者が一学年に80名を2年連続して維持できない場合は、統合を検討するという再編基準を策定してございました。

しかしながら現在は、法改正によりまして適正規模の条項が削除されて、そうした一定の人数を規定するような強制力を持つ法律はなくなっているところでございます。

西沢委員

県の教育委員会は、方針的には、一つの学校を存続するための人数とかそういう形ですね、今の、まあ言うたら80人以下が続いたらという、そんなことも国のほうではあったということですけども、どの程度だったら存続させるとか、そんなんは頭で描いておられますか。今回の会の中で、それらを議論していただくということですか。

長町教育創生課長

ただいま、西沢委員から統廃合の基準等に関する御質問がございました。

まず今回の通学区域に関する有識者会議でございますけれども、これは学区の在り方について検討するものでございまして、直接的に統廃合を考える会議ではございません。

その上で、統廃合の基準のイメージがあるかっていうことでございますが、少子化が進行する中で、高校というのはいろいろな役割を持っております。地方創生や防災の拠点など、地域性も考慮し、今後高校の適正配置については考えていかなければならないと思っております。

西沢委員

子供の数が下げ止まりませんからね。どんどん減って行って、特に小学校、中学校あたりでは、地域のいろいろなスポーツクラブなんかでも人数が集まらなくて段々やめていきましたね。確かに異様な危機的状態ですよ。一つのスポーツが、一人でできるものだったらできるか分かりませんが、何人かのグループを作るとなるとなかなか人数が集まらなくてもやめていくと。伝統あるクラブをやめていくというような状態ですね、確かに何とかせよと言っても、人数おらんだったら、近くの学校と一緒にするとか、その程度でしかやり方がない。当然、高校もしかりで、段々人数が減ってきましたね。その上にどこまでというのは別にして、行くのが簡単にフリーで行けるとなると余計少人数のところ敬遠されてきて、早くどないかせないかん状態にまで落ち込む。今の状態であればですよ。

逆に少人数であるのを利用して、勉強の仕方というのは評価することもありますよね。違いますか。そういうことをうまく利用して、また最近では、ネットの問題がありますからネットなんか利用して、そういう中で少人数だからこそ、本当に効果のあるやり方というのは早急にそういうのを検討して、田舎でこそできるっていう、田舎だからこそ本当に子供たちは、伸び伸びと自分のやりたいことをやれると、勉強を本当にやれるという体制をね、早く作り上げてほしいですね。そういうことがないと、どんどん減っちゃって、どうにもこっちもさっちもいかないというような状態になってええんかなと、そう危惧するんです。いかがですかね。

長町教育創生課長

ただいま、西沢委員から少人数でも魅力のある学校というような高校の魅力化に関する御質問だと認識をいたしました。

我々においても、この普通科の特色化・魅力化について考える研究会を本年2月に設置をいたしまして、魅力化について検討を進めているところでございます。

全国の特色ある高校の事例も参考にしつつ、委員から御指摘のありましたような少人数でも魅力的な先進的なモデルの作成をしまして多角的な視点から、今、現在協議を行っているところでございます。

これにつきましても、研究成果をまとめて、その実現に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。特に海部高校についても全国から子供たちが集まってくるような学校にということで、現在検討も進めておるところでございますので、是非ともどうぞよろしくお願いいたします。

西沢委員

大きなこう学校の再編そのものが、これから問題になってくるのかなと思うんですけども、そういう、少人数だからできることとか、これはできるかどうか分らないですけども、例えば学習塾ですね。塾の先生方なんかは、それぞれがかなりこう自分が頑張らんかったら、そなん塾に置いていただけないですよ。そういうような危機感の中でなのか分かりませんが、かなり努力をしてるような気がいたします。子供たちに教えるのでも、非常に分かりやすく教えているようなところが見受けられます。だから、イコールというのではないんですけども、そういう教え方そのものがこう、学校の先生方にも、塾の先生なんかに教えを乞うてもいいじゃないですか。また、塾の先生をそういうネットで先生にしてもいいじゃないですか。もうちょっと幅広い、今までの公立の学校という中の枠でなくて、どうやったら子供たちが自分の思いの中でできるのかなと、伸びていくのかなということを、これも、もっとゼロから考えていただいて、そういう制度のすばらしい学校が出てくるのではないかな。

8年ぐらい前かな。世田谷区に行ったら、本当に、詩や何かを小学校1年、2年から教えて、通学列車の中で小学校1年、2年生がそんなこと言ってみんなできたという話がありますけれども、それ以降どうなっとなのかというのを、またちょっと調査に行きたいなと思ってるんですけども。

そういうね、私は、そういうことがやれたと、公立の学校でそんなことがやれたということに驚きがあったんですね。だから、いろんなことやったらできるんだなあということそのとき思ったんですよ。だから、今までの公立がこうだからって、この中でやるんじゃないかって、これからの時代っていう中で、どうやったら子供たちを本当に、個々の思いの中でうまいこと育ていけるかと、教育できるかということをもう一遍見直してやる機会にしてほしいな。そういう少人数をどうしようかというだけでなく、そういうことも含めてやってほしいなと。

当然ながら、まずは子供たちに早くから自分についての方針、人生の方針、自分のやりたい方針、そんなのを早く見つけてほしいという努力も学校がして、大学行って卒業する間際になってどこいこかいうんでなくて、やっぱり方針そのものを早くから、そういうところを考えて、そしてその中でいい先生のいる学校をちゃんと見つけて、いい先生のところに教えを請いに行くとかね、大学なんかで。一番いいのは、自分が一番やりたいことをやってる先生のところに行って教えを請うてやる。そのために、私はこういう勉強をして

いってこの大学行くんだというふうな目的を先持ったやり方っていうのは、本当の唯一の勉強、そしてまた人生にとっての勉強になるんじゃないかなと思います。

それらを、小学校からとは言いませんけれども、中学校ぐらいから、そういうことをまず、自問自答するようなやり方をやらせて、その中での教育というものを見つけていくというもの。だから十把一絡の教育ではなく、一人一人に合った教育っていうのを、やっぱり少人数だからできることもありますよ。だからね逆に言えば、そんなことも含めてやっていただけたらというふうに思います。

藤本学校教育課長

生徒がこれから将来を考えながらいろいろと勉強して、先を見越して進学していけばというふうなお話かと思いますが、今、中学校・高校、小学校も含めてですが、キャリア教育ということでいろいろ頑張っております。

その中で、中学生であれば職場体験という形で地元、近所の校区内である企業とか、また商店さんのところに御協力いただきながら、働くことがどういうことであるかということ、しっかりと体験するというふうなこともやっております。

また高校になりましたら、どこの大学で、どういうことをやってるかということ、まずやはり知る必要もごさいます。そんな中で、普通科等では、オープンキャンパスという大学がいろいろこういうふうなことをやってるということ、広く高校生に周知していくような機会もごさいますので、そういうところに積極的に参加させる。

また、総合的な学習時間等を通して、自分が、将来何をやりたいのか、そういうふうなことについてもいろいろ調べた上で、どこの大学に進学すれば、それができるのかというふうなところにつきましても高校3年間を掛けてしっかりと勉強させていくような体制を作っているところでございます。

また、それを支えていく教員につきましても、やはり、教えられるというか、しっかりと学力を伸ばすことができるということは非常に重要なことですので、例えば、今、冬にウィンターキャンプというふうな形でも実施しておりますが、県外のスーパーティーチャーと呼ばれるような指導力に定評がある先生方をお招きして、指導法の勉強等、意見交換を行ったりもしております。

そういうふうな状況の中で、委員のおっしゃったとおり、生徒一人一人が将来を考えた上で、進学を考えて、そして大学なりを卒業するときには、自分がこの大学に来たことで、本当に目的は果たしたなど。そしてやっていきたいことに道筋がついたなどというふうに思えるような進路指導、学力の向上を目指してもらいたいなと思います。

西沢委員

そのためにはね、先生も変わらないかんですね。それで、一つは、一つの学校で、高校で、どこそこの大学に進学しました。東京大学1人、京都大学3人とかそういう学校のランク付けを考えて、その中でランクが上のところに行ったら、ようけ行ったらええとか、そういうことじゃなくって、先ほど言いましたように一人一人が、何か目的を作って、その目的に向かっていくんだと、そして目的に向かっていくその中の思いどおりの大学に行けたらそれでよしというふうな考え方を、学校の先生方に、学校にもこれ根付かせてほし

いなど。

何か今の学校見よったら得点がええ、誰が見てもええ学校だというようなところに大勢行ったほうが、その学校の評価が上がるというふうな風情がよく見えます。けれども、本当は違うんです。個人個人を考えて、個人個人が一番いい方法を見つけていくと。そのために学校が応援していくという形が、やっぱりそう取ってほしい。だから、先生方も学校も変わらないかんと思うんですよ。そういう意味でいかがですかね。

藤本学校教育課長

委員のおっしゃいました質問についてでございますが、教員が変わる、学校が変わることにつきまして、もちろん子供たちを一番大事にしているというのが、そもそもの一番基本的な部分になるかと思えます。

その子供たちが、将来どういうふうな仕事について、どういうふうな人生を送るかということについて、中学3年間、高校3年間、義務教育を含めて12年間という時間というのはございますが、その12年間という時間を通して、やはり教員が子供たちのためにどういうふうに着ていくかということは、しっかりと意識していく必要があることは周知のとおりと思えます。

そのためには、研修等の機会も通じまして、しっかりとその意識をもう一度、先生方個人に確認していただく中で、先ほど申し上げました大学に、どこに何人行ったというふうなことは飽くまで結果論でありまして、それは、自分がやりたい所に行って、こういうふうな目的のためにこの大学に行く。こういう研究レベルが高い大学だからここへ行くというふうな所で、自分の将来の進路を実現できていけるような進路指導等も、心がけてまいりたいというふうに思います。

西沢委員

そうですね、そういう方向に持っていくと。そのために例えば、今いい大学行ったところ、自分の考え方と違うといった場合。それで辞めていく人がどうも、かなり多いというふうに聞きますね。その大学行ったわ、いや、ちゃうなあと、自分の考えとちゃうなあと。まあそういうことをよく聞きます。だからこそ、そういうね、目的っちゅうんをちゃんと持って、だからこそここへ行くんだと。

大学も、こういう大学だということを良く分かった上で行ったら、間違いなく行ってすぐ辞めるというようなこともないんじゃないかなと。どうも、そこらあたりちゅうんは学校の、教育委員会の範囲外かなと思うんですけれども、本当は子供のこと思うたら、どういうふうに、この徳島の高等学校に送り出すかということを考えてたら、本当に合うとったんかどうかっていう確認作業なども本当はせないかんのではないかな。

それから、受験に失敗した。その失敗した生徒らをどうフォローしていくか。そういうことも含めて考えていくということも、学校、高等学校で送り出した、これで終わりじゃなくて、そういうことも考えていかないかんのではないかなと思うんですけれどもいかがですかね。

藤本学校教育課長

今、学校を送り出した後の生徒のフォローというふうなことの御質問かと思いますが、教員の場合、やはり目の前にいる生徒というのは非常に大事にしていきたいと、もちろんすべきということで一生懸命働いているわけですが、担任をいたしまして、その後、卒業した生徒又は希望の大学に行けなかったために浪人をしている生徒等ございます。そのときにも、担任というふうな業務とは外れておりますが、人間としての関わりの中で、その子たちをしっかりと見てフォローしていくということは、やはり教員の基本であるというふうに考えております。

ですので、そういうことについては、先生方は御存じの部分ではあるとは思いますが、再度、いろいろな機会を通じまして卒業後の生徒に対して、例えば、定期的に連絡を取ってみるとか、そういうふうな中で状況を把握していくと。そして、自分たちの指導に何か問題点はなかったかとか、そういったことについても考えていくようなことを指導してまいりたいというふうに考えております。

上村委員

先ほどから問題になっている、学校の耐震化に関連して、私も一般質問で取り上げましたけれども、今、ブロック塀などの点検またその安全確保などは行って進んでいるようですけれども、市町村で今、調査も進んでいるということで、今日の徳島新聞にも載っていましたが、吉野川市とか美馬市、つるぎ町、倒壊防止の補強が不足しているところが何か所もあるというふうな報告も上がっています。

市町村は、大変厳しい財政状況の中で、こういった点検も安全確保を求められているんですけれども、先ほどから、国の補助制度があるということと、県も一定の補助対策も取るんだというふうな話もありましたけれども、急がれることなのでこうした市町村が今危険と分かった所について支援をしていくというだけではなくて、予算的措置も一刻も早く不足する分については、まず国に対して補助をもっと拡大するように求めていくことも必要だと思います。

それと、県としても応急の予算措置を取るという対応も必要と思うんです。それから、私が質問した時点で、学童保育の学童クラブの問題も取り上げたんですけど、ここの耐震化もまだ90%いってない状況です。子供たちが多くの時間を過ごす、そういった場所ですので、やっぱり学校設備と同等の対策が必要だと思いますけれども、この点についてはどうなっているのか。それについてまずお答えしていただきたいと思います。

藤本施設整備課長

ただいま、上村委員から今回のブロック塀の県の予算の件と、それと学童保育のほうは委員会が違うということで、よろしいでしょうか。学童保育のほうは県民環境部ということで。

山西委員長

課長、答えられる範囲で、所管の部分だけお答えください。

藤本施設整備課長

この度のブロック塀の緊急点検の市町村への支援等について御質問いただきました。

先ほども答弁させていただいたんですけれども、市町村立の幼稚園、小学校、中学校等におきましても、今回危険と思われる箇所等の緊急点検について、文部科学省のほうからも調査の要請もございましたし、それに先んじまして、県のほうからも市町村に対して、先ほどの緊急点検表みたいなものを参考に、緊急点検の要請をしたところでございます。

それで、市町村のほうでも、危険と思われる箇所につきましては、独自に対応されている所もあると聞いております。今後の財源について、国等に政策提言していくべきという話もございました。

報道の情報で、私もつかんだところでございますが、国とか文部科学省とかも、そういった多少動きがあるような報道もしておりますので、そのあたりの情報収集もいたしまして市町村とも連携して、対応してまいりたいと考えております。

上村委員

市町村の点検ですけれども、県のほうは取りあえず県の職員が確認をして危険な場所を振り分けて、後は専門家に順次調査を依頼していくということですが、市町村のほうも同じように取り組まれてるんでしょうか。

藤本施設整備課長

市町村に対しましても事故のあった翌日の6月19日付けで、県のほうから緊急点検の依頼をお願いしているところでございまして、昨日時点で情報収集しましたところ、まだ、全市町で点検が終了してるという状況ではなく、まだ点検中ということで情報を頂いております。以上でございます。

上村委員

いろいろ、ブロック塀については、非常に点検が難しいってことも今回取り上げられていますので、確実に危険性が分かる専門家の方が調査をしないと信頼できないんじゃないかなというふうに思うんですけど、専門家でちゃんと調査をするように、そういった指示を出してるのか。また、どこまでそういった専門家が調査をしてるのか、その辺についての把握はされてるんでしょうか。

藤本施設整備課長

市町村に対しましては、まずは緊急点検をお願いしたいということで緊急点検表を参考にということでお配りしております。点検の仕方については市町村独自でお願いしたいということで、専門家に頼まれるかどうかというところは、まだ把握してないのが現状でございます。

なお、県につきましては、先ほども御報告させていただきましたように、今後、再確認のために専門家への調査を実施するというのを改めてまた市町村等へ情報提供等してまいりたいと考えております。以上でございます。

上村委員

是非、市町村任せにせずに専門家にちゃんと調査を依頼して、専門家の目を見て安全を確認していくという、そういう作業をしないとそれこそ間に合わないじゃないかなと思うんですが、その点ではもう少し県としても支援を強めていただきたいなと思うところです。

それで、次に、先ほどから問題になっています県立高等学校の普通科の学区制見直しについてまたお伺いしたいと思うんですけれども、有識者会議を設けて検討していくということですが、この有識者会議の情報公開はあるのか。それから、パブリックコメントを取られる方向なのかどうかお聞きしたいと思います。

長町教育創生課長

ただいま、上村委員から、学区制に関する有識者会議についての御質問を頂きました。この有識者会議の情報公開がなされるのかということでございます。

県が主催する各種会議については、公開することが原則であると承知をしております。ただし、この度設けることといたしております有識者会議につきましては、皆様の多様な視点に基づいた通学区域に関する自由で率直な発言を確保するという目的から、冒頭は公開しますが、議事については、非公開とさせていただきたいと考えております。ただし、会議終了後に概要等については説明する機会を設けてまいりたいと考えております。

それから、パブリックコメントということですが、この課題につきましては県民の関心も高く、また賛否両論、様々な御意見御要望があると承知をしております。県下全市町村から教育委員会等を通じまして御意見を丁寧に伺うなど、県民の方々の意見を十分に把握をいたしまして、有識者会議の議論に反映させていただくことを考えております。

そうした手法につきましては、今後有識者会議で議論を深めていただく中で、そうした方法が必要となれば、またその手法についても検討してまいりたいと考えておるところでございます。

上村委員

やっぱり、パブリックコメントはこれ絶対必要だと思いますので、必要に応じてということではなくて、きちっとやるということをやりたいんですけど、どうでしょうか。

長町教育創生課長

ただいま、上村委員からパブリックコメントを是非行うべきではないかという御質問を頂きました。

この点に関しましては、我々各計画等を策定する場合には、パブリックコメントをいたしまして、その計画に対していろいろな意見を頂くこととしております。

今回の通学区域制に関する議論においては、ある一つの施策として、我々は今後県教育委員会としての施策として出していくということを考えておまして、それがパブリックコメントがふさわしいかどうかということ等につきまして、今後有識者会議で、そのような手法がふさわしいかというようなことについても検討をしてみたいと考えております。

す。

上村委員

ちょっとまわりくどい言い方ですけども、要するにパブリックコメントするかどうか分からないということですよ。これちょっと問題ではないかなと思うんです。

当然議会の議決事項にはなってくるんだと思いますけれども、県の施策であるならなおさらのことパブリックコメント対象にすべきだと思いますけれども、ここで何か言い合ってもあれですけども。この点は是非パブリックコメントはするという方向でやっていただきたいということで意見を申し上げておきます。

それで、21日の自民党の代表質問で取り上げられていましたけれども、学区制の見直しを行って、新制度での入試を2020年度から導入するという方向性を示されました。ということは、新しい制度にして入試を2020年度からやるということで大変これ急いでるなという思いをしたんですけども、この2020年からと急いだ理由っていうのはもう一回おっしゃっていただけますか。

長町教育創生課長

ただいま、上村委員から2020年の実施ということに関して御質問いただきました。

先ほど来申し上げましたように平成33年度、2021年度の入試から城ノ内高校の募集が停止されます。それを見据えまして、有識者会議ではその前年から改善できることがあれば、そこからやっていくということで、そのように考えておるところでございます。

上村委員

城ノ内高校が、高校の募集を停止する、そういったことを考慮してということですけども、今までこの学区制っていうのは、最初はなかったのを導入された。私も、実は愛媛県から転入してきたほうなんですけれども、最初の徳島では、総合選抜っていう制度でしたね。私も、あの総合選抜の方式を聞いて、愛媛県はそうした学区制もなく総合選抜もなかったので、県立の高校っていうのが、当時市内では3校しかなくて、私も入試のときに説明会で、3人掛けの椅子に座らされて、あなたたちの3人のうち2人しかこの高校には来られませんって、そんな説明を受けられた覚えがあるんですよ。ですから、この県立高校に入れなければ、私立を受けるしかなかった。非常に選択肢が狭かったんですが、徳島に来て総合選抜でできるだけ県立の高校に入れるようになっていて、大変いい制度だなと。どの子も、自分たちが住んでる地域で通えて、そして県立の高校に入れると。そういう利点を非常に感じたんですけども、ここに来てなぜ学区制見直しなのかなと非常に疑問だったんですが、先日鳴門市議会のほうから学区制の廃止の検討を求める意見書っていうのが出されてまして、これ本当に県のやってきたそうした高校の政策っていうのが、方向が間違ってたんじゃないかなって印象を受けたんです。

鳴門市は、第二学区ですけども、もうどんどん統廃合が進んで、今自宅から通える学校っていうのは本当に限られてしまったんだと。ですから、徳島市なんかで割合自由に行ける県立高校が多い所に移住さえすると、そういった生徒さんが増えてきているというのが、この市議会が意見書を上げた、そういう動機なんですよね。ですから、この学校の在

り方、魅力ある高校を作っていくというところで、先ほど西沢委員も言われてましたけれども、田舎でおっても小規模な高校であっても自分たちが行きたいと思う高校にする。そういった努力を本当にしてきたのかなと。今この教育委員会の方針が問われているんじゃないかなと思うんです。その点で私は、この学区制を仮に廃止するとなると、どういったデメリットがあるのかなと。その点はどう教育委員会として考えられているのか。まず、ここをお伺いしたいと思います。

それと、学区制が導入された理由も、是非、教えていただきたいと思います。

長町教育創生課長

ただいま、上村委員から、学区制が導入された理由と、廃止されたときのデメリットということでの御質問を頂きました。

まず、導入された理由、ここで確認をさせていただきたいんですが、導入されたのは、昭和47年度、更に言えば、それまで二学区制でございましたが、現在の三学区制となったのは昭和47年度でございます。そのときに、総合選抜制度、先ほどお話のあった総合選抜制度も同時に開始されております。それは、受検競争の緩和と地元高校の育成というような理由で導入をされておるところでございます。

そしてもう一つ、この有識者会議を通じて今後検討をしていき、県教育委員会が決定するということになりましたけれども、それに際して、オール・オア・ナッシングといえますか、必ずしも廃止か現状維持かではないということでございます。

緩和とかいったこともありますので、必ずしも一かゼロの議論ではないということの一つ申し上げた上、現在の通学区域制が廃止あるいは大幅に緩和されたといたしますと、一つには徳島市の普通科高校への一極集中っていいですか、そちらのほうへ希望する方が多くなって、それによって地域の学校から地元の子供たちの数が少なくなるというのが一つ考えられます。

また、徳島市内に居住する生徒さんについては、定員等もございますけれども、不本意な遠距離通学ということにつながる可能性があると考えております。

山西委員長

午食のため休憩いたします。（12時05分）

山西委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時03分）

上村委員

午前中に引き続いて学区制の問題でまたお聞きします。

学区制について今回の見直しはゼロかオールかではないと。学区制全廃ということではないというふうなこともお聞きしましたけれども、学区制というのは徳島市内の普通科高校への集中を招いて競争激化させるようなことがないように設けられたものであって、今、郡部の普通科高校の統廃合が進む中で、本当にこの問題は慎重に考えなくてはならない問題だと思います。

学校を自由に選択できるといいますけれども、学校を自由に選択できるのはそれだけの経済力とか家庭環境のある子供たちだけなので、普通科高校に通いたい生徒、通わせたい保護者の思いを遠距離通学や経済的負担で排除するようなことが一人でもあれば、その子供にとっては全く効果はゼロってということなので、教育行政の基本的意義に反すると考えています。

鳴門市の状況を作り出したのは、今の教育の方向性、県の特徴ある高校づくりと少子化を理由とした高校の統廃合が生んだ結果なので、これは教育大綱の見直しも含めて、今後の教育行政についても一度立ち止まって考える必要があるんじゃないかなというふうに思うんですけど、この点についてはいかがですか。

長町教育創生課長

ただいま、上村委員からその学区制の見直しを慎重にというような観点からの御質問を頂きました。

この学区制に関しましては、先ほど、必ずしもオール・オア・ナッシングではないというふうに申し上げました。そうした中でこの通学区域制に関しましては、地域ごと、あるいは立場等によりまして賛否両論、様々な御意見がございます。従いまして、私どもといたしましては、現行制度の改善につながるあらゆる可能性を検討いたしまして、県民の皆さんが納得できる制度に向けて県全体の視点から議論を深めていくことが重要と考えております。

その際にはできるだけ多くの県民の方々の御意見もお伺いし、反映をし、皆さんが納得できる制度に向けて議論を進めてまいりたい、そのように考えております。

上村委員

切磋琢磨っていう競争激化させるような方向ではなくって、どこの地域に住んでいても無理なく通学できる範囲で学べる魅力ある高校を作ることこそ県のやるべき教育行政だと思います。

先ほども意見が出ましたけど、子供たち一人一人が将来どういったものをやりたいか、そのために何を学ぶのか目的意識を持った子供たちに育てて、希望をかなえていくようなそうした高校になるようにということを希望しまして、私の意見として申し上げておきます。

続いて、教員の働き方改革についてもお伺いしようと思います。

今回学校における働き方改革モデル事業として160万円の予算が付きましたが、教員の過労死ラインを超えるような危険な長時間過密労働が問題になって、緊急に改革が必要だという現状からでは、テンポが少し遅過ぎるなというふうな思いがあります。これに続いてどのような対策を考えられているのか、まずそこをお聞きしたいと思います。

白杵教育政策課長

教員の働き方改革に関してでございます。

今、委員からもございましたが、本議会におきまして学校における働き方改革モデル事業を提案させていただいておるところでございます。

これは重点モデル地域と、それとモデル校を指定しまして、そこに業務改善を行っていただきますことによりまして、それをモデルケースといたしまして、ほかの学校に広げていくというふうなことを計画しているものでございます。

このモデル事業の後というふうなところでございますが、まずはこのモデル事業を行いまして、それを県下全域のほかの学校に広めていくと。そういうところを計画しておるところでございます。

上村委員

今後モデル事業を受けて更にほかの地域にも広げていくということですが、方向性が少し違うんじゃないかなというふうに思うんです。

私も先日20代後半の小学校の教員をされてるお子さんの親御さんから相談があったんですけれども、実態を聞いてびっくりしました。

小学校で正規教員として赴任されてるそうですけれども、担任もしているということで、朝7時までに学校に行くということで、朝5時半には起きて家を6時半には出て行くということです。帰ってくるのは早いときで夜の8時や9時で、10時もざらにある。しかも隔週土曜日の半日授業が導入されていて、今試験的にやっているそうですけれども、これで週休二日制もなくなって、日曜日なども研修などで更に出でいかざるを得ない。

うつ病になりかけていたんで病院にも行ったということですが、お薬を飲みながら今こうした働き方を続けている。本当に時間チェックをすると大体月に120時間ぐらいは超過勤務してるんじゃないかといったことで大変親御さん心配されて、ちゃんと病院に行って休むようにというふうに言ってるんですけれども、自分だけではない、周りの皆も同じ状況なので今自分がここで休んでしまうと更に周りに迷惑を掛けるということで、もうちょっと頑張るんだと言われてたそうですけれども、本当に親御さんとしてはうつがまたひどくなって、本当に長期に休まなくてはいけないような状況になったらどうしよう、また過労死の危険もあるんじゃないかということで何とかしてほしいんだって、そういうふうに言われたんです。中学校の教員になると更にこれに部活動も加わるということで、県はこうした現状をある程度把握されていると思いますけど、こうした状況を今どのように改善しようと思ってるのかということについてまずお聞きしたいと思います。

臼杵教育政策課長

教員の働き方改革に関しまして、勤務時間が非常に長いというふうなところでございます。

昨年度実施をいたしました教職員の時間外勤務の調査結果では、一週間あたり20時間、月に換算いたしますと80時間を超えます教職員がいるなど、教諭の勤務状況が明らかになったところでございます。こうした勤務環境は我々としても看過できないところでございます。

県教育委員会がこれまでも教員の多忙化解消を重点課題の大きな一つと捉えまして、業務内容の見直しでありますとか、研修や出張の精選などの取組を進めてきたところでございます。

本年度におきましても、例えばスクール・サポート・スタッフや部活動指導員の配置な

ど外部人材の活用を図ること、あるいは適切な部活動時間や休養日の設定など部活動の適正化に努めておるところでございます。

また、学校や市町村教育委員会の中堅若手職員で構成をいたします、学校における働き方改革推進チームを新たに設置をさせていただきます、鋭意取組も進めておるところでございます。

またこうした取組に加えまして、何より教職員一人一人の負担感を和らげ、より子供たちと向き合うことのできる時間の確保が重要であると考えておりまして、調査や照会の精選、学校業務の見直しなど、不断の業務改善、環境整備をしっかりと進めてまいりたいと考えておるところでございます。

上村委員

日本教育新聞社が行った市区町村の教育長に対するアンケート調査というのがあるんですけれども、この教員の働き方改革で一番期待する施策としては、定数改善が97%と第1位なんですよね。県のほうでは周辺の環境を整えるというふうに言ってますけれども、それでは間に合わない。一刻も早く、今の非常に業務が増えている教員の現場の定数を増やすことが喫緊の課題だということで、定数配置を県も国に更に求めると同時に、県独自でも教員の配置を増やすようなことに取り組むべきではないかなと思うんですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

臼杵教育政策課長

学校の教員の定数というところでございます。

学校教員の定数につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、いわゆる標準法というものに基きまして算定されます法定数と、少人数指導などの教育上特段の配慮が必要な場合に対応するため、国によりまして配分もされず加配定数などからなっております。

少し申し上げますと、この法定数の算定には法律の定めによりまして、例えば小中学校においては学級数が用いられることや、あらかじめ算定方式が決められているものでございまして、こうした規定された方式によりまして算定をされているものでございます。

また加配定数につきましても、国全体での定数の枠が決まっております、その定数の中で各都道府県の加配定数が決定されるというものでございます。

こうした法律などに基きました規定によりまして積算されるというところでございます、県として国からの職員定数を増やすなどの裁量を県において働かせるのは難しいものではないかというふうに思っております。

また県費での対応というところも、増員には現状、予算面もございまして厳しいところがあるかというふうに思っております。国から、学校や教員が担ってきた業務を学校以外の外部人材の活用を図るところで、教員の負担を軽減するという方針が示されたところでございます。県教育委員会といたしましては、こうした外部人材の活用をしっかりと図ってまいるとともに、学校における業務改善を着実に進めることによりまして、教員の働き方改革をしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

上村委員

先ほどからの答弁はずっと変わってないんですけども、今年の4月から小学校では新たに道德教育が教科化されて取組が始まっています、どうやって教えるのかと。また記述式の一人一人の評価も求められていますから、先生方大変苦勞されていると思うんです。来年からは中学校で道德教育も加わるということで、また英語も小学校から導入されて、次々と新しい課題に先生方取り組んでいるということで、国の今の定数自体が非常に時代遅れの定数配分だなど。これ本当に早急に改革していかないといけないんじゃないかということで、国に対してもしっかりと求めていただきたいと思いますと思うんですけども、まず現状でやれることということで現場の先生方から一番要望が多いのは、学力テストの対策のためのプレテスト。これやめてほしいと。本当に教員に大きな負担となっているんだと。これを中止してほしいという要望が非常に強いんです。

福井県などは去年、中学2年生の男子の自殺事件という非常に深刻な事態がありまして、議会としてこの学力テスト偏重の教育を避けるべきだといった、そういった意見書も議会のほうから上がってます。学力テストトップレベルで福井県はいきましたけれども、やっぱり学力テストが教員生徒双方のストレスを非常に上げてるんだということで、過度の学力偏重は避けることなど求めていますけれども、これは議会だけじゃなくって教育現場の意見も聞いてまとめられたということです。

また広島なんかでは、この教員の働き方改革業務改善の面から県独自の学力テストもやめたそうです。ですから是非、現場の先生方の声をくんで、このプレテストはまずやめる。学力偏重の方向性を転換するということが今求められていると思うんですけども、この点についてはいかがですか。

中上学力向上推進幹

ただいま、学力調査につきまして御質問いただきました。

全国学力調査、更に県でも県学カステップアップテストという形で本県も実施をしておりますけれども、そういった学力調査と申しますのは学力、そして学習状況を把握分析して教育施策の成果と課題を検証して改善を図る。そういったことを目的として実施をしております。児童生徒の課題を十分分析して先生方の授業改善に結びつけていくことが求められておると考えております。

そのため県教育委員会といたしましても、先生方の授業改善のための参考となるように課題に応じた授業のポイントなども研修の機会を通じて提示をしております。更に各市町村教委等を訪問して課題の共有を図って、改善の方向性や学力向上に効果的な取組等についても紹介をしております。

先ほどの御質問の中にも先生方のプレッシャーにもなると、負担にもなるといふようなことも御意見としてはありましたけれども、順位の良しあしが先生方のプレッシャーになるということではなく、児童生徒の課題を分析をして授業改善を図っていくと、そういった学力調査本来の目的について、しっかりと先生方の理解を求めていきたいと思っております。

また今年度からは県の学力調査につきましては、昨年度までの年2回の実施から年1回、春1回の実施に変更して、先生方の負担の軽減も図っておるところです。

上村委員

今、学力テストのプレテストですか、年に1回に減らしたという、初めて聞いたんですけども、1回でも減らされたということは歓迎ですけども、広島県なんかはもう大体学力テストの傾向が分かったと、対策も分かったということでそういった県独自の学力テストをやめた経過もあるようなので、是非ともこの学力っていうのは本当にテストだけでは測れない部分もあるので、現場の先生方が子供たちと直接向かい合う中でしっかり今の課題を見つけて、それに本当に伸び伸びと対応できるように、こうした画一的なテストで成績が上がることを求めていくような、そういった教育行政ではない本当にもっと学校として独自にいろんなことがやれるような、そうした余裕も持てるような学力行政というか教育行政に方向転換をすべきではないかなと。そういった意見をどうしても私は持たざるを得ないんですけども、1回に減らしたということですから、今後更に学力テストの対策をそこに偏重するのをもうやめて、現場の教員の先生方の声も聞きながら教育改革をしてほしいなと思ったところです。

今、この教育内容そのものの見直しだとか含めて、今後教員の働き方改革、今後何が課題だと思っておりますか。現状でいろいろやることはあるって言われてますけれども、今後の課題などをお聞かせいただいて終わろうと思うんですけど、よろしくをお願いします。

臼杵教育政策課長

教員の働き方改革に関しまして今後の課題というところでございます。

我々教員の働き方改革、昨年度から本格的にタスクフォースという形で進めてまいりまして、昨年度末にこの提言を頂きまして、その具現化に鋭意取り組んでおるところでございます。

今年は新たに学校現場からの生の声という形で推進チームというのを設置いたしまして、現場の声を反映する形で、昨年頂きました提言の具現化に取り組んでおるところでございます。

今後こうした若手中堅教職員の声をしっかりと反映させていくこと、それを学校現場に業務改善としてしっかりと具体的な施策として実行あるものとして反映していくことが一番大事であるというふうに考えております。その上で教員の方一人一人が子供たちと向き合える時間をしっかりと確保していくこと、これが重要なことであるというふうに認識をしておるところでございます。

高井委員

それでは私も学校施設の安心安全対策と、それと話題になっている学区制についてお伺いをしたいと思っております。

まずはブロック塀の緊急点検と、今日お話がございました県立施設においては随分といろいろと早急に対応をしていただいているということで、今年度中に非構造部材等も完了する、耐震対策も完了するというので、それは有り難い、大変感謝を申し上げたいと思っております。

そしてこれ文部科学省のほうからですか、ブロック塀についての点検依頼がきてるとい

うことですかね。これはブロック塀に限ってということなんですか、それともどういう形でその調査依頼を県が受けて取りまとめて、各市町村に多分出して取りまとめてまた報告するという形になっているのでしょうか。できたらその非構造部材であったり、落下物また学校の部室とかも離れている学校もあるかもしれませんし、そうしたことも含めて調査等この機会にさせていただけたら有り難いのではないかと思うんですがいかがでしょうか。

藤本施設整備課長

ただいま高井委員から文部科学省からの今回のブロック塀の調査について御質問がございました。文部科学省のほうからは6月19日付けで緊急点検の通知と、おって、緊急点検の進捗状況についてまた後日報告を頂くというような形で、まずは緊急点検の依頼が来たところでございまして、その緊急点検の状況についての報告をいつまでにとかについてはまだ具体的に来ておるところではございません。それと後、今回の文部科学省から来ているのはブロック塀に関してのみでございまして、その他については特に触れてございません。

高井委員

今回ブロック塀のことが大変問題になっていますが、附属池田小事件以来やっぱり学校に対する塀を設けていくっていう方向にもなったり、この間も富山県の交番襲撃事件では幸い学校の授業や関係者には被害が及ばなかったわけですが、今の時代においていろいろなプールの周りとか盗撮も防ぐという意味で、高くしたり壁を付けたりいろんな手立てを講じていると思います。そういう中でちょっとブロック塀が倒れて、たちまちこうした命に、そういう守り神が変わって児童の命を失わせてしまうという悲しい結果になりました。フェンスへの作り替えとか何か違う策を講じていく必要があると思いますので、そうしたことはまたいろいろ予算措置も議会等でも今も話になりましたが、バックアップできるように一緒に頑張っていきたいと思います。是非、引き続きしっかりと取り組んでいただいて、また早急にまとめて予算要望とも一緒に上げていただきたいというふうに思っています。

学校施設は本当に、社会的施設として避難所にもなりますので、地域の安心安全からも非常に大事だと思います。高校施設に関しては、学校それから非構造部材等も先ほどお話がありましたが、その中では寄宿舍等の施設も含まれていると、耐震対策とか様々な落下物や対応についても同じように対応できているというふうに考えてよろしいですかね。

藤本施設整備課長

ただいま学校施設で寄宿舍、寮等の耐震化について御質問いただきました。高等学校等の寮につきましても、耐震化については校舎等と同様に耐震改修あるいは改築等を進めておりまして、耐震化については完了しているところでございます。

高井委員

ちょうど前回の2月定例会に県立学校の施設長寿命化計画というのが出されて、非常にきれいに分析をしていただいて、経年の状況、対象施設等の管理運営方針がきちんと書か

れていていいと思います。劣化状況とかもしっかり調べていただいているということで、こうした計画にのっとって耐震化とともに長寿命化というか、やっぱり双方の観点からしっかり進めていかななくてはならないなど、何といたっても予算措置というかお金が掛かることがたくさんありますので、議会と連携しながら児童、子供の命を守るために頑張っていたきたいと思います。

寄宿舎の話が出ましたので質問という訳ではないんですが、実は今、全国的に高校生の数が随分と減っています。徳島県もその調査の中でも、昭和40年の4万3,300人弱をピークに、平成29年度時点では1万7,979人というピーク時の42%まで減っているというデータの中で、特別支援学校の児童数生徒数は何と平成6年以降でずっと増加し続けている。平成28年度に982人となって、平成29年度も982人ということで横ばいになっていると。

そういう中で特に知的障がい部門の児童生徒が増えているということでありまして、特別支援教育、非常に大事なところで、また、人的配置も必要になってきている部分もあるかと思います。そういう中で榊課長によく頑張っていたいただいて、旧の盲学校、ろう学校が県内一つになりました。どこの都道府県もそうだと思うんですが、そういう特別な教育また支援が必要な学校というのは、大分統合化と専門化とかが進んで、寄宿舎とともに一つの施設になり県内各地から子供が通うというふうになっていると思います。

遠方から特別支援の学校に入ると子供たちも恐らくこの人数の増加とともに増えてきているのではないかと思います。そのために寄宿舎があって子供たちを受け入れてくれていると。そういう中で私が相談を受けたのは月曜日の朝8時までに遠方から、県西部の東祖谷山村のほうから例えば朝8時までに学校に来るというのはもう不可能でありまして、日曜日からの受入れとかをしてくれないかという要望がありました。確かに本当にそれは親御さんのことを聞けばそのとおりで土日の寄宿舎は基本的に受入れができない状況で、そしたら前日から親御さんとともにホテルに泊まるか、それかもう早朝本当に5時とか4時とかから出てこなくてはいけない状況だったり、恐らく南から来る子もそうになってしまうんだろうと思います。それを相談を重ねている中で本当に頑張っていたいただいて、子供たちのためということで日曜日からの受け入れる体制も調整をしていただきました。これは本当に感謝をしております。親御さんたちからも感謝されておりますし、これから続くというか入りたいという子供たちのためにも非常に有り難いと思います。

しかしながらここで私が心配するのは、やはり寄宿舎で対応する時間が増える先生たちの御苦勞でございます。要するに1日出張する日が増えると。今、働き方改革というのが言われている中で、ますますその先生に対する要望やいろいろな子供たちのために一生懸命頑張ってくれてる中で、更にいろんなきめ細やかな要求に応えようということで頑張ってくれている中で、またその働く時間を増やすような要望をするというのは本当に心苦しい思いがあったんですが、そうした対応をしてくださった。私がそこで思ったのは今言っているその働き方改革で、タスクフォースでも検討してくださった外部人材の活用や正にそうしたことで何とかできないだろうかというふうに思ったわけなんです。

例えば寄宿舎の当直とかは、外部人材の方で対応できないだろうかとか、いろいろ考えてみたんで、部活動の適正化も議論になっていきますし、いろんな形で先生は教える子供たちに対応するというところだけに専念できるような体制を、社会として作っていかなくてはならないという思いから、そういうことを考えたんですが、学校教育法という法令の中で

運営指針が決まっています、指導教員が寄宿舎での対応に当たらなければならないという法律上のルールになっていてなかなか難しい。指導員等外部の方をそのヘルプとしては来ていただくことはできますが、基本的に先生が対応しなくてはならないということだったので、これは法令の改正が必要ならば、それを要望として上げていくべきなのかどうなのかというのを考えているところです。ただ、日頃からよく児童を見ている先生が夜も対応してくださったりするっていうのは、非常に児童にとっては心強いことでもあるということでもありますし、実は以前にも寄宿舎で泊まった外部の方なのか先生なのかわかりませんが、少し非違行為というか問題があったりした事件も全国的にはありまして、責任あるしっかりした立場の方に寄宿舎は対応していただくということは大事だろう、そういう意味では指導に当たっている先生というのが一番いいのではないかという議論もまたあったのも事実であります。これは正に答えもない問題ではあります。是非働き方改革を考える上で、先生方の負担をどう軽くしていくかということの中に一つ含め考えていくことかなというふうに感じておりますので、またいろんな形で御指導いただきたいと思っております。

世界中の国でも特にフィンランドなんかは非常に教育の進んだ国と言われてまして、一時期脚光を浴びました。フィンランドの先生はそれこそ大学院の資格を持っていて非常に地位も給料も高く、かつ部活とか家庭のことはしない、教育に専念しているという体制が作られていて、部活動とかも一生懸命しているのは日本と韓国の先生ぐらいであるということもありますので、できるだけ先生方が子供たちの指導、教育的な指導やスポーツ指導とかに、授業に当たれるような体制づくりをこれからも一緒に考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いをしたいと思っております。御意見ありますか。

榊特別支援教育課長

高井委員から寄宿舎勤務等も含めた特別支援学校の教員の働き方改革についてしっかり取り組んでほしいという要望だったと思います。

特別支援学校につきましては御承知のように障がいのある児童生徒が学んでいる学校ですので、それぞれ専門的な技能を持って専門的な指導を行っていくというのが基本になります。家庭の事情等に応じていろいろ指導の面とか生活面とかで相談を受けて学校のほうでやっていくことが教員の勤務時間ですとか仕事の内容を増やしていくというようなこともこれまでであったとは思っています。

今後につきましてはやはり特別支援学校におきまして子供を最優先に考えるんですけど、職員の方々の働き方につきましても何かをこういった効率化、特に教材作成ですとかそういう専門的な指導をするに当たっての教材作成等につきましては、先生方一人一人が丁寧に作っているものがありますが、それらを共有化したりデジタル化したりとかそういうようなことをしっかり工夫も考えていきながら、できるだけ子供の指導の時間をしっかり確保しながら質を落とさないようなことを考えていきたいと思っております。

高井委員

よろしくお願いをしたいと思います。

それでは学区制の話に入りたいと思っております。先ほどから話が出ておりますので、ちょっ

と何点か確認だけして意見も含めて申し上げたいと思います。

先ほど、長町課長からも学区制の今までの県としての考え方ということの中で、本会議でも御答弁がありました。地元高校の育成や不本意な遠距離通学の抑制などの役割を果たしたと。つまり徳島への一極集中が進むのを、防いできたということなんだろうと思うんですけれども、地元高校の育成という意味では、これは都市部へ行かさないで地元に行ってもらおうということの考え方での一つは育成という意味もあるんだろうと思うんです。しかし、それは要するにかなり努力していろんな取組をしている、特色のある授業を行ったり特色のある学校づくりをしている所ほど選ばれてしまうというか、子供としてはいろんな学校を見ながら、こんな特別な教育をしているあそこにいきたいとか、そういう夢や希望を持ちながらそれぞれに学校が努力しているところを見て、自分が選んだ所に行きたいというふうに思うのはある種自然だと思うんですが、地元高校の育成という意味では、都市部へ行かさないで地元高校が育成をできるんだろうかと、できてきたんだろうかと、つまりどういう意味でこれから先々も捉えたらいいのか、それとも今これから先もこの地元高校の育成という観点を持ちながら、特色ある学校づくりというか選ばれるための様々な努力に対しては是とすると、いろんな地域が全部頑張っている取組に対しては是とするとということになっていくのか。もう一回、そもそも、県として今までの学区制を取ってきたメリットについての考え方を教えていただきたいと思います。

長町教育創生課長

ただいま、高井委員から学区制のこれまで行ってきた部分のメリットに関する御質問がございました。

このメリットとして徳島市内の普通科高校への一極集中を緩和いたしまして、地元高校の育成を図る。この地元高校育成という意味は、一つは身近な近隣の通いやすい学校に行ってほしいという思いがございまして。そしてその高校が地元出身の生徒さんが多く在籍することによりまして学校と地域との連携も強化される。そういった意味での地元高校の育成というふうに考えております。

そしてまた、不本意な遠距離通学の抑制。これも同じように今できるだけその身近にある本来の学区制というのはその地域、地域にそれぞれが通える学校、そこに行って十分な学力なり競技力なりを付けていくと。それが基本の考え方でございますので学区制の本来の考え方に立ち返ると身近な学校に行き、それで充実してということが本来の考え方でございます。

その上で、この通学区域制に関する議論と、また普通科等におけるその特色化・魅力化というこの議論は互いに関連をしておると思いますので、同時に通学、育成について考えながら、またこれまでも高校の特色化・魅力化の努力はしてまいりましたけれども、今後ともそれ以上に努力をしていきたいと考えておる次第でございます。

高井委員

同じような議論が義務教育の過程でも同じ、こうきております。随分義務教育課程でも緩和が進められてきました。身近な所で地域の学校に行って地域の人たちと触れ合いながら生活していくというのは、特に義務教育課程においては、私は非常に大事だと思います。

が、15歳を超えた子供たちにとって自分のやりたいことや希望、それから得意分野、本人たちは一番よく分かっているだろうと思います。

嘉見委員から代表質問の中で100人ぐらいが県外へ行っているという話の中で、どうして県外へ行くのだろうかというふうに考えたときに、スポーツや文化やまた特別な勉強であったり、そうしたことを自分で選んで行きたいと、強い思いやまた能力が秀でたところを持っている子たちってというのは、そういう思いを持ってもある種当然であろうというふうに私は考えます。それとともにそれでも地元の高校へ行って地元で通いながら行ける範囲で生活しながら頑張っていきたいという思いを持つ子も当然だろうと思います。そういう多分保護者の方も本人たちも悩みながらいろんな選択をしていると思いますが、義務教育と違って高校はできるだけ本人の意思や希望というのは非常に大事な部分であって、選ばせてあげたいというふうに思います。

地元で居たから、地元でずっと過ごしたから徳島が大好きっていうふうになる子供もいれば、徳島から出たことがないから徳島の嫌な部分がよく分かったと逆にそういうふうを感じる人もあるだろうと思います。県外へ出ても徳島大好き、徳島素晴らしい、て戻ってきてくれる徳島県になっていく、いつも徳島のことを気に掛けてくれる愛郷心、愛国心とか愛郷土心を持った児童を育てるというのは、何といたっても制度よりも人の力だろうというふうに思いますので、今回制度論でこういう議論がスタートしましたが、いろんな意味で本当に大事な議論をするいい局面になってきたというふうに思っています。

そういう中で改めてちょっとスケジュール的なものも聞きたいんですが、先ほど有識者会議の件については岡田委員から質問がありました。本年度中に取りまとめというお話でございましたが、その後のスケジュール感を教えていただきたいと思います。

今年度中といいますと正確に言うと平成31年3月までの取りまとめなんだろうと思います。そうすると、取りまとめした段階で発表するというか、多分議会にも報告をしていただけるだろうと思います。

先ほど、上村委員から議決案件ではないかというお話がありました。恐らく議決案件の対象ではないだろうというふうに私は思っておりますので、予算的なものの措置も要りませんし、教育委員会規則というか、そういうものの改正なんだろうと思いますが。しかし、議会ではこういう大事な案件でございますので、必ず報告をしていただく必要があるだろうと思います。そのときにまだ細かいことは分からないかも知れませんが、2月議会になるのか6月議会になるのか、そこら辺の感覚的なものはいかがでしょうか。というのは、その後のパブリックコメントの話もありましたが、私は議会に報告していろんな方の意見を聞くのと同時に、一般の方々からもできるだけ意見集約をしていくということが必要になってくるのではないかと考えていますので、そこら辺をお伺いしたいと思います。

長町教育創生課長

ただいま、高井委員から学区制に関する有識者会議の今後のスケジュールについての御確認がございました。

この有識者会議では、先ほど申し上げましたように8月からということですので、今年度末までしっかりと議論を尽くしていただきたい。そして、意見を取りまとめでいただき

たいと考えております。その上で我々県教育委員会といたしまして、その城ノ内高校生徒募集停止に伴う対応案等につきましては、現在の中学2年生が対象となる平成32年度入学者選抜に間に合うよう、先ほどお話がありました教育委員会規則の改正ということになりますので、県教育委員会定例会に諮った上で、この通学区域制の改善に着手していきたいと、そのような予定で考えております。

勢井副教育長

ただいま、申し上げましたように、今年度中に有識者会議の意見を取りまとめます。それを確実に進めまして、またその内容等につきましても県議会に御報告させていただきます。

先ほど課長が説明しましたが、それを踏まえて県教育委員会として内容も確認し、そしてそれを詰めてまいります。その過程におきまして今の中学2年生の生徒たちが受検するのに間に合うような、しかるべきときをもってその方向性を出してまいりたいと思っております。

したがって、その時期に関しましては今ここで申し上げることは控えさせていただいております。ただ、スケジュールに関しましてはそういう形でしっかり今年度中のすべきことは取り組んでまいりたいと考えております。

高井委員

分かりました。詰めようという気ではないです。御心配なく。というのも、学区制は大事な問題です。

教育の話は、特に全ての人全てが全ての意見を持っていますし、自分が受けてきた時代背景や思い、保護者や同じ市町村でも違いますが、市町村の首長さんの意見もまたそのPTAの人との意見も違うかもしれません。本当に全ての人全てが自分の立場でものを言うと思えますし、全ての人がある種正解であり、その人にとっては正解である意見というのは全体にとってはそうではないかも知れませんが、逆に正解がないんだろうと思えます。学区制もどっちが正しいとかどっちが間違っているとかいう議論ではなくて、できるだけ過半数を超えてお一人でも多くの方が、こっちのほうが望むという方向に着地点を持って行く。そのためにできるだけいろんな方々の立場の意見を聞いていくということが大事だと思っておりますので、それを是非お願いしたいと思っております。

というのも1972年以降の話で、ちょうど1999年にこの議論があったときにも一度県教育委員会の示した素案がいろんな方から反対もあつたり、意見もあつたりして少し修正も入って1年近く掛かったという事情を聞いております。だから、そうしたつを踏まないように、今度は大体集約できるところに、きちんと示してその方向で子供たちのために、今、中学2年生の子供たちからしっかりと対応できるようなある種の方向性を持って、腹を固めて進めなくてはならないと思っておりますので、非常に重たい課題ですが、それは最後は教育長の責任でもってしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っています。

私は、私の意見で申し上げますので、それが正解ではありません。いろんな有識者会議の中でその先ほど言ったパブリックコメントのことも、有識者で選ばれた先生方もかなり負担も大きいかも知れませんが、しっかりと意見を出していただく中で検討を進めて

いってほしいというふうに思います。

ただ、私も娘が今年高校1年生になりました。学校を選ぶときに何が大きな要素だったかと言うと、学校の専門性だと思えます。進学したいという思いがあれば行ける範囲でどこにしようかな。ここがいいというふうに、まず第一段階で選んで、もう一つ大きな要素はあとは友人関係でした。だから、できるだけ一緒の中学校の仲間が行く高校に行きたい。自然にそういう意向も働くんだらうと思えます。だから地元へ入りたい。しかし、それでも、他所へ行って頑張りたいと思う子もおりますので、その子たちの思いは否定はしてはならないと思えます。例えば鈴木愛ちゃんにしても、義務教育課程から県外に行ってプロのゴルファーを目指して頑張ってもらえ、松友選手だってそうだと思います。でも、彼女らが徳島県にとって非常に大きな活躍をしていただいた、我々にとって希望の星となったというのも事実だと思いますし、だからそうした意味で高校の育成と専門性の追求とともに児童の選択肢を広げるという大きな難しい課題を天びんに掛けながら結論を見つけていってほしいというふうに思っています。

特に、平成32年からの入学者に対応するためには、進路指導の話とかはもう既に夏休みも過ぎたらすぐに始まります。先生との三者面談が行われて、どういう方向の高校に行こうとか、ぼんやり考え始めますので、その頃にはある種のどういう高校の選択肢が持っていけるのかというのを学校の先生方にもお伝えしてあげなければ、先生方も進路指導を促す上で一人一人子供がどこの高校に可能だろうか、行けるだろうか、向いているだろうかと考える中で迷うようなことになってはいけませんので、そういう今はかっちり、スケジュールを決められなくても、行く行くはこの受検に間に合うようにということですから、それを前倒しして、できるだけ議論をオープンにしながら進めていっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。御意見があれば。

勢井副教育長

ただいま、高井議員から学区制の見直しの議論につきまして御意見を頂きました。

またこの件につきましては、代表質問で嘉見委員から頂いた質問に関しまして回答させていただいたとおり、今年度、本当に有識者会議を通じてしっかりと議論して多様な意見を踏まえながら、これからの徳島の子供たちにとって何がいいのか。そういう観点から十分議論を進めてまいりたいと思っております。

高井委員

ちなみに確認ですが、大体8月以降4回から5回行われるという予定をされている有識者会議なのですが、一回ごとに、会議は非公開にしても議事の概要というのは、まとまった段階で公表していただけるということですね。そしたら県議会にもその定例会ごとに報告をしていただけるというふうに考えていいのでしょうか。

勢井副教育長

非常に大切な審議でございます。

先ほど説明しましたが、御意見自体に関しては、会自体はクローズドで自由に意見が出るように、それはさせていただきたいと思っておりますが、その内容等につきましては

きる限り、県議会のほうにもお示しをしながら私どもも議論を進めてまいりたいと考えております。

高井委員

よろしく申し上げます。多分、県議会議員一人一人の中でもいろんな意見があるだろうと思います。それぞれに違うところもあると思いますが、是非いろいろな意味で聞き取りというか、議論が深まるようお願いをしたいと思います。

実は、最後にこの学区制のことを考えるに当たり、私も娘が高校に行くに当たり通学のことというのは非常に大きな心配というか問題でありました。先ほどの寄宿舎のことにも関連するのですが、徳島県内公共の交通網が非常に手薄い、充実されてない。義務教育課程でもそうですが、今小学校が統廃合されてスクールバスがいろんな所で走っております。それとともに、ガラガラの路線バスも走っておる。スクールバスも介護のバスもいろいろ走っているという中で、本当はこの委員会ではないのですが、公共交通をいろんな意味で通学の児童も一般の方も一緒に乗せる混乗という方式もどっかで取り入れている市も県もあるようであります。

奈良県とかにおいては公共交通の条例を作っておりますし、本当に子供の足を守るというのも当然ですが、地域の人たちの交通も観光もそうですが、よくほかの委員会でも議論されておりますが、市町村をまたいだ交通網の整備が特に県、高校に行くバスや公共交通というのは非常に大事になってきますので、なかなか市町村だけでは手に余っているところがあります。本当にそういったスクールバスは文部科学省からの支援もありますし、混乗という方法で一般の方と一緒に乗せるという方式も緩和されていて可能ではあります。

そうしたことも含めて高校の再編も今回頑張ってください、いろんな学区制の話も出ております中で、私の課題としては公共の路線、公共の交通網を作っていくということを併行して考えていきたいと思っておりますので、是非、スクールバス等のいろんな形での存続というか維持というか、利用みたいなこともいろいろと現場でも検討していただければなというふうに思いますが、環境を整えることはできますかね。難しい、スクールバスは一応教育委員会が所管ですか。

柵特別支援教育課長

特別支援学校につきましては、スクールバスを持っている学校がありまして、国府支援でありますとか、阿南支援でありますとか、そういう所でスクールバスを走らせております。通学につきましては自力通学が最も特別支援学校におきましては望ましいというふうに考えてありまして、年齢や障がいにより自力通学が困難な方につきましてはスクールバスとか、寄宿舎等の手段で学校で学んでいただくということを考えております。

スクールバスの利用につきましては、現在のところ保護者のニーズを聞き取った上で、学校のほうで適当かどうか判断して走らせておるといような現状がありますので、現在のところはスクールバスをこのまま維持していくことが、生徒の学習の保障にとって重要なことであるというふうに認識をしているところであります。

高井委員

確かに、特別支援の分野においてはスクールバスは大事だと思いますし、なかなか混乗というか、行かない方を一緒に乗せるということも難しいだろうと思います。生徒さんの通学ということが一番になってきますし、ただ、市町村が担当だろうと思いますが義務教育課程のスクールバスの中で、もうちょっといろんな緩和策ができないかとか、もう少し路線バスの便数を増やしたり、便宜を良くするいろんな仕掛けを考えていかなければ高齢者の方々の免許返上も政策は促しておりますし、高齢者のドライバーの事故も多くなっていますので、こうしたことも横断的にいろいろ取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

古川委員

私からも何点か質問させていただきます。

まず、この6月補正に出ているSNSを活用したいじめ相談の事業でなんですけれども、これについては事前委員会でも若干お聞きしましたけども、答弁のほうが一般論みたいな答弁だったので、もう少し具体的な答弁をしていただきたいと思います。

一つは、まず一点ちょっと心配しているのは緊急時の対応、自殺予防とか、緊急時の対応。これまでの相談の中でも緊急時の対応というのは、ある程度シミュレーションされていると思いますけれども、件数も増えてくると思いますし、本当かどうかもありますし、いたずらなんかも起こりやすいん違うかなというところもありますので、その辺りどのようにしていくのかというのをまず教えてください。

大西総合教育センター所長

ただいまの古川委員の御質問についてでございます。

緊急時の対応についてということでございますが、今回の実証実験におきましては緊急時と判断する区分につきまして具体的には、「今から死にます。」というような自死等の命に関わる生命事案を緊急性A、事件性がある誘拐とか性犯罪とかに関係しそうなものをB、強い苦情やいじめをC、不適応やいじめにつながりそうな事案をDといたしまして、委託する業者の相談員が監督者と協議して、緊急時のAとBに該当すると判断した場合は監督者より総合教育センター担当者に連絡がすぐに入ることとなっております。

その連絡が入りましたら担当者は、直ちに県警察、県教育委員会に連絡を取りまして対応をまいります。センターの担当者は県警察の生活安全部にLINEのIDを伝えて、対応をお願いするというようにいたしております。そして、その後も相談員は継続して相談を受けまして受容的、共感的な対応をいたしまして、緊急性が薄れるまで落ち着かせるとともに情報をできるだけ集めまして、居場所や氏名、学校などを特定するために相談を継続してまいります。特定できた場合は監督者はやはり、総合教育センターの担当者に連絡をすることとしております。また、地域が特定できないときは、相談員はそれが終わった後も、24時間子供SOSダイヤルという電話相談に切り替えるよう勧めたり、あるいは、翌日のLINE相談で継続して相談をしてくれるようにということを勧める対応をいたします。

また、先ほどのCやDに関しましての場合についてであります。これにつきましては、このLINEによる相談が、匿名で相談できるということで相談しやすいというメ

リットで行われていることから、基本的には秘密厳守を原則として行いますが、もし相談者の方から名前を伝えてもよいというような形で支援の要請があった場合は、それに対応するようにいたしますし、また、できるだけ相談者自身が電話相談や来所相談を自らの意思でもらえるように対応をしてみたいと思っております。

古川委員

大変御丁寧な答弁を頂きました。そういう事案が起こったら教育委員会また、警察巻き込んで教育委員会挙げて対応をするということだと思います。

教育委員会に来たらしっかり市町村の教育委員会に学校も巻き込んで、しっかりと対応するということだと思いますので、こういう新しい取組、前向きな取組をしようと思ったらそれなりにリスクも出てきますので、そのリスクを恐れてせんかったら、何も進みませんので進めていただきたいなと思います。せっかく来たのに何も対応できなかったみたいなことになると、ほれこそまた、大きく問題になりますのでその辺りしっかりこういういろんなパターンを想定しながら、準備を万全にしてやっていくことが必要かなと思います。あと緊急事案だけじゃなくって、こういういろんなたくさんの情報が多分あると思いますので、せっかく子供が発信してくれたのにそれを見逃してしまったっていう、今までの事例は全国に本当にたくさんあります。そのせっかくの発信をうまいこと拾っていかなければいけないと思うんですね。そのために、こういう事業も始めるわけですから、その辺りがどうフォローしていけるかっていうのを、今からしっかりと準備をして、あとで調べたらこのときに来とったなみたいなことにならないように、そのあたりもしっかりと対応していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

もう一点ですけど、今年度から高校での通級指導が始まるということで報道されてました。徳島県も手を挙げて、徳島中央高校で始めるということが報道されてました。先ほども議論が若干ありましたけど、特別支援学校以外での公立の小・中学校で特別な支援が必要な児童生徒さんの対応っていうのは、現状はどういうものがあるんですか。支援学級と通級指導かなと思うんですけども、そのあたりちょっと概要を簡単に教えてくださいか。

榊特別支援教育課長

古川委員から特別支援教育に関する公立の小・中学校等に関する概要はどうかの御質問でございます。

現在、小学校、中学校におきましては特別支援学級と通級による指導という二つの勉強する形態がございます。特別支援学級に在籍する子供さんというのは年々増加しております。平成30年度につきましては、小学校で1,758名、中学校で593名の計2,351名が特別支援学級で学んでおります。

また、通級指導教室、通級による指導と言われるものですが、小学校で629名、中学校で31名、計660名の方が通級による指導を受けているという現状でございます。

古川委員

特別支援学級というのはそういう学級でやると。通級指導には普通、通常学級でおつ

て、そういう臨時的と言うか、たまに集まって指導するということの形態をとっているんですよね。

榊特別支援教育課長

通級による指導に関してのお尋ねです。

小・中学校では通常の学級に在籍をいたしまして、学習面や行動面、対人関係やコミュニケーションなどに困難さがある生徒に対し、一部特別な指導を受けることができる制度がありまして、それを通級による指導というふうに呼んでおります。

古川委員

特別支援学級では2,351名、県内で通級指導を受けているのが660名の方がいらっしゃるということで、新聞報道では全国で11万人弱ぐらい通級指導を受けている方がいて、中学校まで特別支援学級、また通級指導で勉強してたほうがやっぱり、高校に行くとそういう体制がないということで、今年度から通級指導があるようになったということですけども、今ほとんどの中学生が高校に進学している中で、全部特別支援学校の高等部でそれらの方を受け入れるっていうのは多分無理だと思うんですね。ですから、そういう特別支援学校以外の高校で、そういう生徒さんたち、今まで通級指導とか特別支援学級で受けてた方も何%かはいらっしゃると思うんですけど、その辺りの実態は調べてないと思うんですけど、何かこう実感としたらどんな感じなんですか。

榊特別支援教育課長

通級による指導を受けていた方の進路等についての御質問です。

平成29年度末に通級指導を受けていた方が中学校を15名卒業しておりますが、その全ての方が高等学校若しくは高等専門学校に進学をしておるとい実状でございます。

古川委員

15名の方が全て特別支援学校ではない高校でということですね。ということなので今回中央高校では、どんな体制で通級指導を実施するんですか。

榊特別支援教育課長

中央高校での指導の実態概要についての御質問でございます。

中央高校につきましては、高等学校ですので、必ず履修をしなければならない科目や総合的な学習の時間、特別活動といったものがありますが、それについては通級による指導に当てることができないと法律で決まっております。

このことから選択科目の一部を利用して対人関係やコミュニケーションの授業を設定し、履修することとしております。

現在1年生は選択科目はありませんので、2年生から実施するということにしまして2年生、3年生合わせて10名が週に2時間から3時間程度、1名から4名の少人数のグループで指導を受けておるといことでございます。

古川委員

10名というのはそれは定員ですか。増えれば増えるだけ受け入れていくという形ですか。

榊特別支援教育課長

国から示されておりますのは、一つのグループ、勉強するグループについては10名程度というふうに言われておりますので、この人数ですと増やしていくことが可能であると考えております。

古川委員

県内の人全てが中央高校に通うというのは難しいと思いますので、今後、この中央高校以外の高校でもやはり、そういう通級指導とかを望む生徒さんもいらっしゃると思いますのでね。今後どんな方針でやっていくのか。中央高校だけでずっと続けるというんじゃないくて、やっぱり、何箇所か増やしていくという必要も考えていけないのかなと思いますし、その辺りをどのように考えているのか。

また、それには人材確保をしていかないかんですよ。そういう特別支援のノウハウを持っているとかスキルを持ってる方、そういう人材確保という意味からの点からもどういうふうに考えているのかというのをお聞きしたいと思います。

榊特別支援教育課長

今後通級による指導は、どのようにしていくのかということと、通級指導を支える人材育成等についての御質問でございます。

まず、県の教育委員会では平成26年度から3年間、国のモデル事業を受けまして県南の高校で特別な支援が必要な生徒に対して、対人関係やコミュニケーションを教える授業についてモデル的に取り組んでまいりました。これを踏まえて昨年度、徳島中央高校と通級の指導につきまして協議を進め、この4月から実施に至ったところでございます。

今後につきましては、通級による指導については、徳島中央高校では、平日の昼間の普通の授業の選択授業の一部を対人関係やコミュニケーションといった授業に変えるというやり方でやっておりますが、その他にも放課後を授業化して7時間目として設定するやり方とか、夏期休業中に授業ではないんだけど、一部を指導するやり方がありますとか、そういういろんなやり方が可能です。

この様々な方法につきまして各学校の実情に応じて、特別な支援が必要な子供さんに適切な指導を行うことが必要だというふうに考えておりますので、通級による指導につきましては、まずこの4月から制度化された取組を始めたところですので、様々な成果とか困難も出てくると予想されますので、まずは、それをしっかり検証いたしまして、他校へしっかり発信をしていきたいというふうに考えております。

続いて人材確保につきまして、教員の専門性のことですが、やはり、高等学校の先生だけではなかなか難しい面もあるというような不安の声も聞かれております。県教育委員会では、発達障がい等の指導のノウハウを持っているみなと高等学園の巡回相談員や、将来の就職に向けて経験を持っている臨床心理士等をお願いをしまして、定期的に入って指導

の中身等についてかなり踏み込んだところまで支援を受けておるところです。

学校の教員等の研修についても、もちろん中央研修等に派遣するなどのことも考えておるんですが、学校の教員と外部人材をしっかりと活用もしまして、通級による指導を受ける生徒に対して、必要なものは何であるかというようなことをしっかりと検証してまいりたいというふうに考えております。

古川委員

取りあえず今年度、中央高校で状況を見ながら、発達支援の相談センターでもサテライトみたいな感じで南部、西部に置いたり、児童相談所でも置いてたりするので、そういうふうなことも考えていかないかのかなど。その辺りも前向きに検討して、あと、人材育成のほうは巡回指導とか研修とかっていうこと、巡回指導もそんなに毎週とか週に何回とかいうと、とてもできてないと思うんですね。ですから、なかなか巡回指導だけでどこまでいけるのかなっていうのはあると思うので、聞くところによると高校は特別支援学校で採用されてる先生が、一般の高校に人事異動するっていうのはないように聞いてますけれども、そういうことも考えて、しっかりと今も多様な人事というか、そういうものが進んでますので、人事交流なんかも小中学校ではそういうのはあるって聞いてるんですけど、高校は何かないみたいな感じで聞いてますので、この辺りも考えて、いろんな交流をしたらお互いレベルアップしていくってところもありますのでね。そういうところもしっかりと考えて、人材確保の点もしっかり検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして何点か。こないだ、文教厚生委員会の県内視察で東みよし町に行って、コミュニティスクールの視察もしたんですけども、文部科学省が今月初めぐらいですかね、発表して、コミュニティスクールが全国の公立学校ではもう5,432校になって、全体の14.7%までになってきたという報道がありました。前年度比で言うと1,832校増えたっていう感じになっとんです。定着していつてるんだな、東みよし町もしっかり取り組んで、良い取組だなと思って帰ってきたんですけども、今徳島県内ではこういう何校ぐらい、何パーセントぐらいっていうのは分かっていますか。

中上学力向上推進幹

ただいま、コミュニティスクールの本県の現状について、古川委員から御質問を頂きました。

徳島県の平成30年度の状況でございますけれども、小学校で11校、中学校で7校、計18校がコミュニティスクールに指定を受けております。

古川委員

全国、さっきの報道では14.7%と書いてありますけれども、そこまではいかんかった。

中上学力向上推進幹

徳島県のパーセントで申しますと7.3%ということになります。ちなみに、全国が11.7%。

古川委員

新聞の報道とちょっと数字違いますけど、全国よりかは低いということで、このコミュニティスクール、この地域運営協議会でしたっけ、学校運営協議会を設置したコミュニティスクール、これは法的な位置付けはどういう位置付けになってますか。しなければならぬのではないと思うんですけども努力義務なんですか。

中上学力向上推進幹

コミュニティスクールの法的な意味付けですけれども、コミュニティスクールは平成16年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されまして、導入をされた制度でございます。

そして、平成29年4月にその地教行法が改正をされまして、教育委員会に対しまして、学校運営協議会の設置が努力義務化されております。以上です。

古川委員

じゃあ努力義務ということで、進めていかないかんのやね。分かりました。

その学校運営協議会の役割とか権限とかいうのは、どんなもんがあるんですか。

中上学力向上推進幹

コミュニティスクール学校運営協議会の役割というふうなことで御質問いただきました。

この学校運営協議会は、保護者、地域住民が合議制の機関であります学校運営協議会を通じまして、一定の権限と責任を持って学校運営に参画をして、より良い教育の実現を目指す。そういった地域に開かれ支えられる学校づくりの仕組みとなっております。

そして、平成29年4月に改正をされたということを先ほど申しましたけれども、その学校運営協議会の位置付けが、校長が作成をします学校運営の基本方針を承認する、あるいは、学校運営に関して協議をする。そして、更にその役割の上に支援に関する協議をすると、そういうふうな役割がこの運営協議会には求められております。

古川委員

一定の権限というか、そういうのは、あるのかなというふうに。今後いろんな学校で地域とのつながりは結構深めていってるなっていう実感はあります。

学校運営協議会を作るか作らんかは別にしてですね、そういう地域間のつながりを深めていこうっていう動きはあって、それは良いことだなと思ってます。今後努力義務ということなんですけれども、県の方針とか今後の取組というのほどのような形でやっていこうとしているんですか。

中上学力向上推進幹

今後コミュニティスクールに本県として、どのように取り組んでいくかということで御質問を頂きました。

まずは、本県では先ほど委員もおっしゃっていただきましたように、各校で本当に地域と一体となった特色ある教育活動が進められております。

更に本県では、これまで地域の教育力を活用しました小中一貫教育徳島モデル推進事業といったものにも取り組んでおりました、現在、小・中24校で地域の特色を生かした地域とともにある学校づくり、そういった実践も行われております。

そういうことで小中一貫教育徳島モデルの事業において、例えば、このチェーンスクール・パッケージスクールと申しますけれども、その取組を行っておる9地域におきまして、例えば、今年度の取組の計画の中に更にコミュニティスクールの導入に向けた研究とか協議を含めていこうということになっております。

この間の視察にも行っていただきました東みよし町、さらには、北島町は、もう既にこのコミュニティスクールの導入をされておって、更に小中一貫のチェーンスクール・パッケージスクールにも取り組んでおると、そういう地域でございますので、そういった東みよし町、北島町さんには、その先進地としてのアドバイス、そういったものも頂きながら、他地域への導入といったものも進めてまいりたいというふうに考えております。

古川委員

良い制度だと思いますのでね、しっかりと全県でもっともっと増えていくように進めていっていただきたいなと思います。

やっぱり、住民と顔が見える関係を作っていくっていうことで、不安も解消されていくし、逆にそういう人が見守ってもらえるっていうことで、そして、そういう顔が見える関係になったらいろんな学校での様々な雑用や言うたらいかんのですけど、雑多な業務も手伝ってもらえるようになると思うんですね。安心して手伝ってもらえるようになると思いますので、今の働き方改革にも当然、つながっていくことだと思いますし、その辺りも目指してるんだろうと思いますので、しっかりと顔が見えるような形を作って、しっかりと手伝ってもらおう。そのとこだけやってる学校もあるんだと思うんですけども、そうやってもらう以上はある程度意見も言ってもらわなだらいかんと思うんですね。ですから、学校運営協議みたいなもんもしっかり作ってもらって、意見をしっかりと言ってもらったら良いと思うんですね。ですから、そういうふうに進めていってもらいたいなと思いますし、また更に言うと国主導の画一的な教育っていうんじゃないじゃなくて、地域の創意工夫のある仕組みづくりっていうのもさらには結びついていくかなと思いますので、しっかりとこのコミュニティスクール、県内でも更に、広げていくように取り組んでいただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、これもいわゆる昨年度からですけども、給付型の奨学金ってのが創設をされました。

意欲と能力がある若い人が経済的な理由で大学等への進学を断念っていうことがないように、そういうことが少しでもなくなるように、いわゆる経済格差が教育格差につながるっていうことを少しでも防いでいくために、平成29年度から先行実施をされていると聞いております。

給付型の奨学金、県内の高校での昨年度の実績っていうのは分かりますか。それと先にこの制度の概要を、ちょっと教えてもらえますか。

藤本学校教育課長

ただいま、給付型奨学金につきまして、その制度また県内での実績等について御質問を頂いております。

まず給付型奨学金の制度についてでございますが、これは独立行政法人でございます日本学生支援機構、こちらのほうが実施を昨年度から始めております。

給付対象は大学、短大、専修学校の専門課程に進学を予定しているものが対象になっておりまして、申込みの資格としましては、翌年3月に高校卒業予定の者又は高等学校卒業後2年以内の者又は高卒認定試験合格者で合格後2年以内の者というふうになっておりまして、所得基準も設けられておるところでございます。

所得基準につきましては3点ございまして、家計の支持者これは父母等でございますが、住民税が非課税の場合は、年収から控除額を引いた金額が、例えば、本人、父、母、中学生の妹や弟等がいる4人世帯の場合は、給与収入で747万円以下。給与所得以外の場合は349万円以下というふうな適応条件がございます。又は家計支持者が生活保護を受給しているか、これも資格になります。社会的養護を必要とする、つまり本人が児童養護施設等から通っているような場合も対象というふうになっております。この3点のいずれかを満たしている場合が、資格申請の資格があるということでございます。

支給額につきましては自宅通学、国公立の場合が月2万円、自宅外が3万円、私立大学はそれぞれに1万円ずつの上乗せがございまして、通信制の教育課程への進学も対象になっておりまして、こちらは年額5万円というふうになっております。

学校への実は割当て人数っていうのがございまして、こちらにつきましては、学生支援機構のほうが示したガイドラインに沿って、学生支援機構のほうで決めているということになっております。以上が大体制度の概要となります。

あと県内のほうでの採用実績等のことなんですが、こちらのほうにつきましては、実は全て学生支援機構と各高校の直接の申請又は採用の通知というふうになっておりまして、県のほうでは、県内の人数ということは把握ができておりませんが、今全国では昨年29年度につきましては、推薦受付数が2,630人で、その内採用者数が2,502人です。平成30年度分につきましては、推薦受付数はまだこれは公表されておりましたが、採用者数については1万8,566人というふうになっております。

古川委員

また把握しといてください。平成29年度は2,500人余りの採用で、平成30年度1万8,000人。かなりというか、大幅に予算額も増えて本格実施ということだと思うので、この人数がかなり増えた、予算が増えたっていう以外に何か変わった点ってあるんですか。

藤本学校教育課長

予算以外に変わった点があるかということでの御質問かと思いますが、現在こちらで確認できている段階では、1年目の施行から本格的な実施のほうに移っていたというところでの確認だけとなっております。

古川委員

割当てはさっき支援機構のほうでの基準で決めてくって、でも決めるんは多分基準があると思うんですね。この辺りは把握されてますか。

藤本学校教育課長

割当て人数の御質問でございますが、こちらにつきましては、日本学生支援機構が同時に実施しております貸与型の第1種及び第2種の奨学金がございます。

こちらへの各学校からの新規採用者の内、非課税世帯相当と見込まれる者の数の過去実績を基に配分するというふうな方針が示されております。

古川委員

分かりました。過去の実績に合わせて配分をしていくということで、ですから県内もかなりのというか、それなりに人数が割り当てられるんだろうなと思うんですけど、その辺りも把握はされていないんだろうなとは思いますが、しっかりこの制度を活用していつていただきたいなと思うんですけど、今年度のスケジュールは、どんなスケジュールになってるんですか。

藤本学校教育課長

今年度のスケジュールについての御質問でございますが、4月以降の申込みという形になっておりまして、校内のほうでまず希望者の方を受け付けまして、その後校内のほうで選考をします。その割当て人数に応じて選考するという形になっております。それで、その後WEB等を通じまして、直接日本学生支援機構のほうに申し込むという形になっておりまして、終期については今ちょっと現段階では把握はできておりませんが、進学予定者ということになっておりますので4月以降、大体夏休み前後にかけての申請になるかというふうに考えております。

古川委員

今4月以降の受付を開始して、夏休み前後に、高校の学校長が推薦をするということですよ。ですから申し込んだ人の中から選定をしているっていう形になるんだろうと思いますけど、こういう対象となる人がおって実績に基づいて割り当てられているということなんで、そんなに大きな違いがないのかも分かりませんが、割当てよりも多くなった場合は、どのような形で選定していく方針なんですか。

藤本学校教育課長

希望者が多い場合の選定の仕方についての御質問でございますが、これにつきましては、まず日本学生支援機構のほうから推薦基準を各学校で策定をするようにということになっておりまして、その策定に際しましても、ガイドラインというものが示されております。

これにつきましては、人物について、また学力及び資質について、そして、家計についてという3項目について示されておまして、これに沿って各学校で推薦基準を策定をし

ております。

また各学校でその作成いたしました推薦基準に沿いまして、先ほど申しました申込み資格のある生徒を対象に、そのガイドラインに沿って選考するという形で、経済的にやはり、進学が困難な子供たちの中で頑張っている生徒が受給できるというようなことで推薦をされているというふうに伺っております。

古川委員

はい、分かりました。冒頭でも言いましたように、所得格差が教育格差に結びついてはいかんということできている良い制度だと思いますので、しっかり周知していただいて、選定に当たってもしっかり公平な選定をしていくという形で進めていっていただきたいなと思いますし、高校任せではなくてしっかり教育委員会のほうも把握をして、また、こう改善していく点があれば、その辺りも発信をして、しっかり取り組んでいっていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

岩佐副委員長

先ほども、これも高井委員さんの質問の中でも触れられていたことであるので、若干重複するかなとは思いますが、まず一つは、そのブロック塀等について今点検また撤去っていくのが進んでいるということで、今日の緊急点検の中にも（2）のところ、解体撤去した後、フェンス等の設置工事などを実施するというので、先ほどからその財源の確保とかいうような話が出てたんですけども、当然撤去するのは急いでやることだと思うんですけども、一方で先ほどその話にあった不審者の話もあります。

この度の富山県で起きた事件においても幸いにも、その児童であったりまた学校関係者の方には被害者が出ていないということでは、本当に幸いではあったのかなということなんですけども、やはり、外部からそういう不審者が入ってくるということにおいては、例えば、今まであった塀っていくのがなくなってしまうことに対して、自由に出入りができてしまうということなので、今方針としては書かれてはいるんですけども、改めてなんですけども、今後のそのブロック塀を撤去した後の方針について少しお伺いいたします。

藤本施設整備課長

ただいま、副委員長からブロック塀の撤去等の今後の整備のやり方についてということで御質問いただきました。

先ほど報告させていただきました早急な安全対策が必要な学校ということで、ここにつきましては、既存ブロックの撤去をしてフェンス等の代替の工事をするというので、今御質問いただきましたように、ブロック塀を解体しただけでは、いわゆる防犯上の今までの役割がなくなりますので、これは財源の予算のこともありますが、まずは撤去と代替の措置を連続してやるということを考えておりますので、全体の予算的なボリュームも把握して、早期に対応してまいりたいと考えております。

岩佐副委員長

切れ目なくということか、早急な対応をお願いしたい。ただ一方で、開かれた学校であつ

たりとかいう意味合いもあるんですけども、この不審者情報というの、かなり多くなってきているという意味で、ある程度困ってあげなきゃいけない、その不審者が自由に出入りできないようなそういう環境づくりというの、そういうハード整備も必要重要だとは思っておりますので、しっかりと進めていただきたいんですけども、一方で、ソフト面っていうんですか、今回の富山県の事件を受けて、県教育委員会としてなんですけれども、そういう不審者対応というのを何か改めて通知をしたのか、今後そういった不審者に対しての対応を今後どのようにしていくのか、何かそういう方向性というのがあれば教えていただけますか。

田村防災・健康教育幹

ただいま、学校における不審者の対応についてという御質問を頂きました。

今回、富山県での事案につきましては学校敷地内で犯人が確保されるという、もう紙一重のところでは子供たちへの危害は加わらなかったわけではございますが、この事案よりも前、もう17年になります大阪教育大学附属池田小学校に不審者が侵入した事案以降、文部科学省のほうから、「学校の危機管理マニュアル」を作成して、そのマニュアルの下に子供たちの安全を確保するようという形で指導が入り、それに沿って本県でも進めてまいりました。

この「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」は、ついこの2月に改訂をされたところでございます、その改訂を受けて5月に学校防災研修会で担当者に改善、見直しについて確認をして、その後この事件が起こってきたという流れでございます。

今回報道を聞きます限りにおきましては、この富山県の学校においても、非常にマニュアルに沿ったというか、適切な対応で子供たちの命を、安全を確保できたというふうに伺っております。

ここらを踏まえまして県教育委員会でも、この事件のすぐ翌日、各学校のほうに向けまして、3点ほどのポイントを絞った文書を発出をさせていただいております。

その3点と申しますのは、一つは今申しました危機管理マニュアルの再確認と周知徹底をしてくださいということ。それから教職員にそういうふうな事案がある場合のことを踏まえての危機対応能力を向上させたり、あるいは子供たちにも危険予測、回避ができるような力を育成するようにしましょうということ。それと今回の最後、引渡しまでございましたが、保護者や関係機関との連携を確認するようという3点のポイントでの通知を早速翌日にさせていただきました。この通知を基に今後同じような事案が起こった場合にも、徳島県におきましても児童生徒の安全が確保できるような体制づくりを進めてまいり所存でございます。

岩佐副委員長

3点ほど各機関に再認識をしてもらったということであるんですけども、当然教職員の方の対応力っていうんですか、いざというときの訓練というんですか、そういうことの確認も必要だと思うんですけど、一方で今少し出てきたんですけど、子供自身、児童自身の護身力というのか、自分で自分を守るといふことの教育というの、必要じゃないかなというふうに思っています。こういった不審者に対してもよく言われる、「いかのおすし」と

かっていう標語であったりとか、そういうことから不審者がおっても声を出して逃げるとか、多分指導されていると思います。

今回の例えば、地震が発生した場合に身近な、どういう所が危険なのかというところも子供自身が日頃から気に掛けておくとか、すぐに対応できるとか、そういう力を育成していくことも重要だと思うのですけれども、この児童、生徒自身のそういう自分で自分の身を守るというような、何かそういう取組というのは、現状、されているのでしょうか。

田村防災・健康教育幹

今、副委員長のほうから御質問いただきましたのは、大人ではなく子供自身が、そういう不審者であったり、あるいは地震のときであったり、自ら身を守るための力を身に付けるのに、どのような指導を行っているかという点でございます。

まず、一つ目の不審者対応につきましては、今回の富山の事件より先、新潟でやはり下校中の児童が痛ましい事件に巻き込まれるというふうなことがございました。あの後、県教育委員会からはすぐ各学校宛てに、副委員長からもお話のありました、「いかのおすし」も含めた子供たち自身が、そういう面に遭遇したときに大きな声を出して逃げるであるとか、大人に助けを求めるであるとか、そういうことを身に付けるよう再度学校で指導をお願いしますという内容で、通知を新潟の事件の直後に送らせていただきました。

もう一つ、今のお話にありました地震についての対応につきましても、大阪の地震を受けまして、こちらのほうは子供たちがブロック塀に限らず落ちてくる物、倒れてくる物、それから移動してくる物から身を守るということについては、以前よりそれぞれの学校で防災教育をしていただいておりますけれども、今回の地震を踏まえて更に危機管理部の防災人材育成センターとの連携をさせていただいた中で、通学時にもそのような地震が起こったらということで、細かな内容の情報発信をしていただきまして、チラシを発出して、それを各学校でも御活用いただいて教員からの指導にも活用しているという現状でございます。

岩佐副委員長

それぞれ、教育委員会の立場、また学校施設の管理者としてのハード面の整備であったりとか、ソフトというか教員の対応力また先ほど言わせてもらった子供自身の力っていうのもしっかりと付けて、何か起こらないことを望むのですけれども、何かあったときには被害者が出ないというような、そういうような体制というのをしっかりと今後もハードにソフト、両面で進めていっていただきたいということを要望して終わります。

山西委員長

何点か、確認の質問を少しだけさせていただけたらと思います。

先ほどから質疑がございましたけれども、先般発生した大阪北部地震において、大阪府高槻市の小学校でブロック塀が倒壊し、小学4年生の女兒生徒が下敷きになって死亡いたしました。大変痛ましい事故であるのと、このような事故を起こしてはならないというのは、もう共有しているところだと思います。

そこで、確認をしたいと思いますが、岡田委員との質疑の中で関連する必要な予算を補

正予算として検討したいということで、担当課長からもお話がございましたけれども、これは9月議会という想定なんでしょうか。

藤本施設整備課長

県立学校につきましては、まずは既決予算で先ほどの早急に対応する必要のあるものについて対応してまいりたいということでございますが、まだ全体のボリューム等をこれから把握しなければなりませんけれども、9月議会も視野に入れながら、そういうところを早急に安全対策ができるように進めてまいりたいということで考えております。

山西委員長

スピード感が極めて重要だと考えておりますが、この答弁を聞いておりますとなかなか今議会の最終日までの追加提案というのは非常に難しいかと思っておりますが、一応確認しておきますが、今議会最終日までにこの必要経費の追加提案というのは難しいということでしょうか。

勢井副教育長

ただいま、課長が申しましたように、取りあえず、今一定の既決予算がございます。それで緊急に速やかにスピード感を持って対応してまいりたいと思っております。そして、調査も行います。その調査を行う中で全体的な像が、姿が見えてまいります。それを全部集計して、しっかりと整理しまして、しかるべき対応、必要なとき例えば9月補正予算等、もし必要な場合に対応させていただきたいと思っております。取りあえず、現在の既決予算の中で全力で取り組んでまいります。

山西委員長

良く分かりました。ただ、極めて時間的に急いだほうが良いというような判断があるときには、余りこれは私もお勧めはできませんが、議会とも十二分に相談した上で、地方自治法第179条で緊急を要するときの専決処分ということもありえるということですから、その9月議会ありきでなくて適宜必要な緊急性がある所は、しっかりと一日も早く、一刻も早く取り組んでいただきたいと思いますと思うのですが、その点についても一言お伺いをしたいと思います。

勢井副教育長

委員長から貴重な御提言を頂きました。そのような御提言も踏まえながらスピード感を持ってしっかりと対応してまいりたいと考えております。

山西委員長

それでは、学区制についても何点か確認をさせていただきますが、いろいろ質疑がありましたので、同じところは割愛させていただきますが、多様な意見を集約をしていく、お聞きをしていくというのは極めて重要だというふうに思っております。

私は、確か平成18年度に徳島県の県立高校の入試制度改善検討委員会の委員を大学生の

ときにやらせていただきました。そのとき、実は公募委員で入ったんですけれども、今回の有識者会議において公募委員を選任するというか、そういう枠は想定していないのかどうか確認をしておきたいと思います。

長町教育創生課長

ただいま、山西委員長から有識者会議において公募委員を検討しているかという御質問でございます。

現時点においては、公募委員については考えておりません。

山西委員長

私は、これはしっかり検討すべきではないかというふうに思います。まだ今の段階で結論を出せというつもりはございませんが、様々な御意見を聞くのにどういう方法を取ったらいいかということでもありますから、やはりこんな時代で今公開をすとか、あるいは公募委員を入れるっていう、今は時代の流れでもありますので、私はできるできないは後で決めるとしても、しっかり検討すべきだというふうに思いますがいかがでしょう。

長町教育創生課長

ただいま、山西委員長から公募委員の検討をしっかりと進めるべきではないかということでございます。

現時点では考えておりませんが、どういったようにいろいろな方の御意見を有識者会議に反映させて、その中で議論していくかということについては十分に検討を進めてまいりたいと考えております。

山西委員長

しっかり検討していただきたいと思います。

それから、今日の質疑の中でも、全ての市町村の意見をお聞きしたいという答弁がありました。大変、私も心強く思っておりますけれども、その中で各市町村長、行政部局と各教育委員会の部局と二つあるわけですから、要は市町村部局の立場と各教育委員会部局の立場と両方をお聞きするつもりかどうか確認しておきたいと思います。

長町教育創生課長

ただいま、山西委員長から市町村の意見について、市町村長部局あるいは教育委員会の両方から聞くのかということでございます。

この点については、現在検討中でございます。

現時点では、まずは全市町村の教育委員会を通じてお話をお伺いする予定としておりますが、今後その議論の進捗に合わせまして、また検討してまいりたいと思います。

山西委員長

はい、良く分かりました。多様な意見を是非聞いていただきますようお願いいたします。

それでは、最後にこれから検討を開始するに当たり、教育長の決意をお聞かせを頂いて質問を終わりたいと思います。

美馬教育長

本日は、委員の皆様方に、特にこの普通科高校の通学区域制についていろいろ議論を頂きまして、本当にありがとうございます。

話の中、それぞれの委員の皆様方のお考えをお聞かせいただきまして、一つ一つ全てなるほどなど、本当に我々もそういった意識を持ちまして、今本当に身が引き締まる思いでおります。

特に、この度新たに設ける有識者会議でございますけれども、まずは通学区域制の在り方について検討するものということで捉えております。もちろんそれに派生するいろいろなことについても話題に上がってくるかというふうに思います。

特に、私自身としてやはりこれ小手先でちょっとやればよいというものでもない。この議論の中でも先ほどからの質疑応答の中にもありましたように、昭和47年からずっとこの制度は続いてきた。続いてきたからにはそれなりの意義といったものもあるのかなど。しかしながら、なぜこれが今ここになってこういうふうな議論になっているのかというところ。先日の嘉見委員さんの代表質問、これを契機といたしましてもう一度それを検証してみ、そしてやはりこれが最終的に、例えば10年後どういった制度が望ましいのか。そういった視点っていうのはやはり持って、諮っていくべきものではないのかなというふうに思っております。ですので、有識者会議の最初の部分には、もちろんこの制度についてのこともしっかりとまずは説明をし、そしてその後、皆様方の御意見を聞きながら、広い視野でまず見ていただくということ。それが大事なことではないのかなというふうに思っています。

いろんな意見が出て、これがどうまとまるのかということもありまして、ひょっとしたらまとまらないのかもしれない。ただ、それぞれの意見ですけれども、集約された意見というのは我々も非常に大事にしたい。そしてまた議会におきまして委員のみなさまにもしっかりと御意見を聞かせていただきたいと。そして教育委員会の定例会でもこういった話をしっかりとしていきたい。そして、最終的には教育委員会の教育長である私の責任の下にしっかりと制度設計をしていきたいというふうに考えております。

特に、城ノ内高校の募集を停止しようということを見据えて、これは短期的な課題でございますけれども、やはりスピード感を持っていかなければいけないということは肝に銘じながら、しかしながらしっかりと論議も尽くすという形でイニシアチブを取りながら頑張っていきたいというふうに考えておりますので、どうか今後もこの問題につきまして委員のみなさまの御意見をお聞かせいただけましたらというふうに考えております。これから一丸となって考えてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

山西委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、教育委員会関係の審査を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました教育委員会関係の付託議案については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、教育委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号

次に、請願の審査を行います。

お手元に御配付の請願文書表を御覧ください。

請願第19号の2「ひとりひとりを大切に作るゆきとどいた教育について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

美馬教育長

①正規採用教職員を増やし、小学校全学年、中学校1年生に続き、中学校2・3年生でも早急に35人学級を実現することにつきましては、学力向上やいじめ、不登校問題への対応、更には、特別な支援を要する子供への対応など、学校の抱える課題が複雑・多様化する中、子供たちが、これまで以上に生き生きとした学校生活を送り、確かな学力を身に付けるためには、教員が子供と向き合う時間を確保し、一人一人に対するきめ細やかな指導を推進していくことが重要であると考えております。

これまで本県では、国に先駆けて35人を上限とする少人数学級編制を段階的に導入してまいったところであります。

まず、学校生活に不慣れであり、以後の学校生活に対する影響が非常に大きい小学校1・2年生については、平成16年度の入学生から導入を開始いたしました。

平成20年度には、複数の小学校からの入学や、教科担任制への移行などにより、学習・生活環境が大きく変化する中学校1年生を対象を拡大しております。

その後、平成23年度から平成26年度の4年間で、小学校1年生から中学校1年生までの連続した全ての学年において少人数学級を実現することにより、きめ細やかな指導を着実に推進してまいりました。

また、現在、研究指定により、中学校2年生の全ての少人数学級編制対象校を少人数学級とするとともに、中学校3年生については、少人数学級編制と少人数指導を学校の実情に合わせて選択できることとしており、中学校2年生、3年生とも実質的に少人数学級が

実現できているところです。

②さらなる就学援助の拡充をすることにつきましては、就学援助制度は、経済的理由によって就学が困難な小・中学校の児童生徒の保護者に対して、国の補助を受けて、市町村が主体となり、学用品費や修学旅行費などの援助を行うものであります。

平成22年度から、要保護児童生徒に対する就学援助について、新たにクラブ活動費や生徒会費などが国庫補助の対象に付け加えられております。

このことにつきましては、市町村教育委員会に対し、国からの通知を連絡しているところでございますが、今後とも市町村が就学援助に関して適切に対応できますよう、国からの情報をしっかりと伝えてまいります。

③特別支援学校の過大・過密を解消するために学校・学級数を増やすことにつきましては、平成19年3月、徳島県の特別支援教育の在り方検討委員会から盲・聾・養護学校から特別支援学校への転換と適正配置について報告を受け、本県の特別支援学校の適正配置に取り組んでまいりました。

平成22年4月には、国府養護学校池田分校を本校化し、同校に美馬分校を開校しました。

また、県南部に病弱や知的障害を伴う発達障害の生徒を対象とした、みなと高等学園を平成24年4月に設置。平成26年4月には、徳島視覚支援学校と徳島聴覚支援学校を新たに併置するとともに、平成28年4月には、池田支援学校美馬分校を改修し、特別教室や普通教室を増設するなど、児童生徒の教育的ニーズに応じた専門的な教育を推進しております。

こうした取組により平成19年度7校2分校253学級から平成30年度には9校2分校270学級へと増設しており、これまでも適切に対応してきたところです。

④全ての県立学校にエレベーターを設置することにつきましては、ユニバーサルデザインの推進から、校舎の改築に当たってはエレベーターを設置しています。

また、実際に障がいのある生徒を受け入れる学校では、障がいの程度によりエレベーター等の昇降装置設置に取り組んでおります。

県立高校においては、34校中17校にエレベーターを設置し、階段昇降機を含めると18校で昇降装置を設置しております。

特別支援学校では11校全ての学校にエレベーターを設置しております。

今後とも引き続き、ユニバーサルデザインの推進と、障がいのある生徒の受入に際して、必要な設備の整備に取り組んでまいります。

⑤給食費などの義務教育費無償化を国に働きかけることにつきましては、成長期にある児童生徒が、食に関する理解と適切な判断力を養い、正しい食事の在り方を体得するとともに、食事を通して好ましい人間関係を築くために、学校給食の充実と普及を図ることは大変重要であると考えております。

学校給食法では、調理のための施設設備に要する経費や、調理員の人件費等については、学校給食を実施している義務教育諸学校の設置者が負担し、食材費などそれ以外の学校給食に要する経費については、保護者が負担することとなっております。

また、経済的理由により就学が困難であると認められる児童生徒の保護者に対して、国、県及び市町村が学校給食費を援助する制度が定められています。

今後とも、安全で安心な学校給食が実施できるよう努めてまいりたいと考えております。

給食費以外の義務教育に係る費用については、経済的理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に対して、先ほど御説明いたしました、学用品費や修学旅行費、クラブ活動費、生徒会費などの援助を行う就学援助制度が定められています。

今後とも市町村が就学援助に関して適切に対応できますよう、努めてまいりたいと考えております。

山西委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

木下委員

①については、中学校2年生、3年生とも実質的に少人数学級が実現できている。

②については、実施主体は市町村であり、市町村に対し国からの情報をしっかりと伝える等適切に対応している。

③については、学校の新設や学級数の増設をしており、適切に対応している。

④については、ユニバーサルデザインの推進と障がいのある生徒の受入に際して、必要な設備の整備に取り組んでいる。

⑤については、学校給食は法律により食材費などの経費を保護者が負担することになっている。経済的理由により就学が困難であると認められる児童生徒の保護者に対しては、学校給食費を援助する制度が定められている。学用品費、修学旅行費等の援助を行う制度が定められている。

以上既に対応いただいております。よって不採択をお願いいたします。

上村委員

⑤の給食費などの無償化を国に働き掛ける件ですけれども、給食費については今、文部科学省が無償化している市町村など、全ての市町村に調査に入っております。今年度、恐らく集計をして無償化をする方向で動き出すのではないかと思いますので、これは是非採択をお願いしたいと思います。

また、少人数学級ですけれども、3年生では学校の実態に合わせということですが、実質的には35人学級にはまだなっていませんので、是非採択をお願いします。

就学援助については、実施主体が市町村だと言われますけれども、都道府県のほうにも文部科学省から、通知どおりに実施をしていくようにということで、まだまだ県下の市町村では通知どおりの実施状態になっていないということなので、引き続きこの問題については県からも働き掛けをしていただきたい。

特別支援学級についても、今、学校の先生の負担になっているということで、更に、学校、学級数を増やしていくことが必要だと思いますし、④の全ての県立学校にエレベーターを設置することについては、ユニバーサルデザインもそうですけれども、健常な生徒がケガをしたりしてエレベーターが必要になった場合などもあるので、引き続きこれは設

置を進めていくことが必要だと思っておりますので、これ、全て採択をお願いしたいと思っております。

山西委員長

それでは、意見が分かれましたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、不採択とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は、不採択とすべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

不採択とすべきもの（起立採決）

請願第19号の2

以上で、請願の審査を終わります。

これをもって、教育委員会関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案は、いかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件について、お諮りいたします。

お手元に御配付しております議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨、議長に申し出たいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、当委員会の県外視察についてでございますが、ただいまの予定といたしましては、7月30日から8月1日までの3日間の日程で、学区制度、フリースクール等を調査するため、福井県、石川県及び東京都の関係施設等を視察したいと考えておりますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、さよう決定いたします。

これをもって、文教厚生委員会を閉会いたします。（15時08分）